

平成 18 年度 政策課題特別研究報告書

21世紀の文化政策を考える

～アートがまちをつくる、まちがアートになる～



平成 18 年度 政策課題特別研究チーム



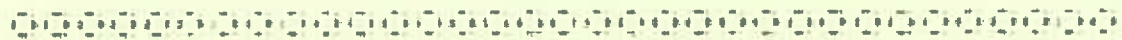
表紙の写真

リュウ・ユニーク (Le Lieu Unique, Scène Nationale de Nantes)

フランス・ナントにある文化芸術施設。

閉鎖となったビスケット工場を再利用した施設で、建物の外観は当時のままに留め、内部のみを改修して2001年にオープンした。

詳細については、本報告書41頁参照。



まえがき

政策課題特別研究事業は、平成 13 年度から始まり、庁内公募により選出された職員による各局横断的な研究チームを編成し研究を行い、これまで数々のテーマを対象として成果を挙げてきました。

今年度も 3 名の研究員が、「21 世紀の文化政策」をテーマに、フランスのナント市及びアイルランドのダブリン市で海外調査を行い、本市における課題を把握して提言をまとめました。

「21 世紀の文化政策」という大きなテーマですが、現代の文化芸術またはアートを取り巻く背景として、欧州では EU 統合という課題に対して「文化の相互理解」や「都市の再生」を目的として「欧州文化首都」制度を導入し EU 各都市が競って文化政策を実施しています。国内においても、「創造的都市」(Creative City) をキーワードとして金沢市の文化によるまちづくり政策、横浜市でのアートを活用した「文化芸術創造都市(クリエイティブシティ・ヨコハマ)」構想、また新潟県内 6 市町村の合併を契機に地域の交流と連帯を目指し農村地区を舞台に開催された越後妻有トリエンナーレなど、様々な新しいアートプロジェクトが展開されており、これまで「作品」として捉えられることが多かったアートが、近年では作品制作のプロセス自体に強く光があてられ、アート自体のもつ魅力に加えて、その波及効果が注目されています。

また本市においても、「音楽によるまちづくり」をはじめとして、平成 19 年度には新百合ヶ丘にアートセンターを開設し、「芸術のまち構想」が具体化へ向かっています。市民レベルでの文化芸術活動やアートプロジェクトも様々な展開されています。

こうした中で、文化芸術またはアートを、その枠内にとどめるのではなく、人々の息づかいが聞こえるまちづくりに展開するにはどうしたらよいか、市民の、市民による、市民のための文化芸術またはアートとは、文化政策とはどういうことなのかが研究対象として選出されました。

研究には、文献調査や研究者等へのヒアリングなどにより知識の蓄積・整理を行うとともに、アーティストを含め、実際にアートプロジェクトを実施した方へのヒアリングを行い、さらには、プライベートの旅行先でもテーマに沿って意識的にまちを観察するなどして海外調査に備えました。また海外調査を実施するにあたって、調査都市の選定、ヒアリング先の選定に注意を払い、質問項目を吟味しました。

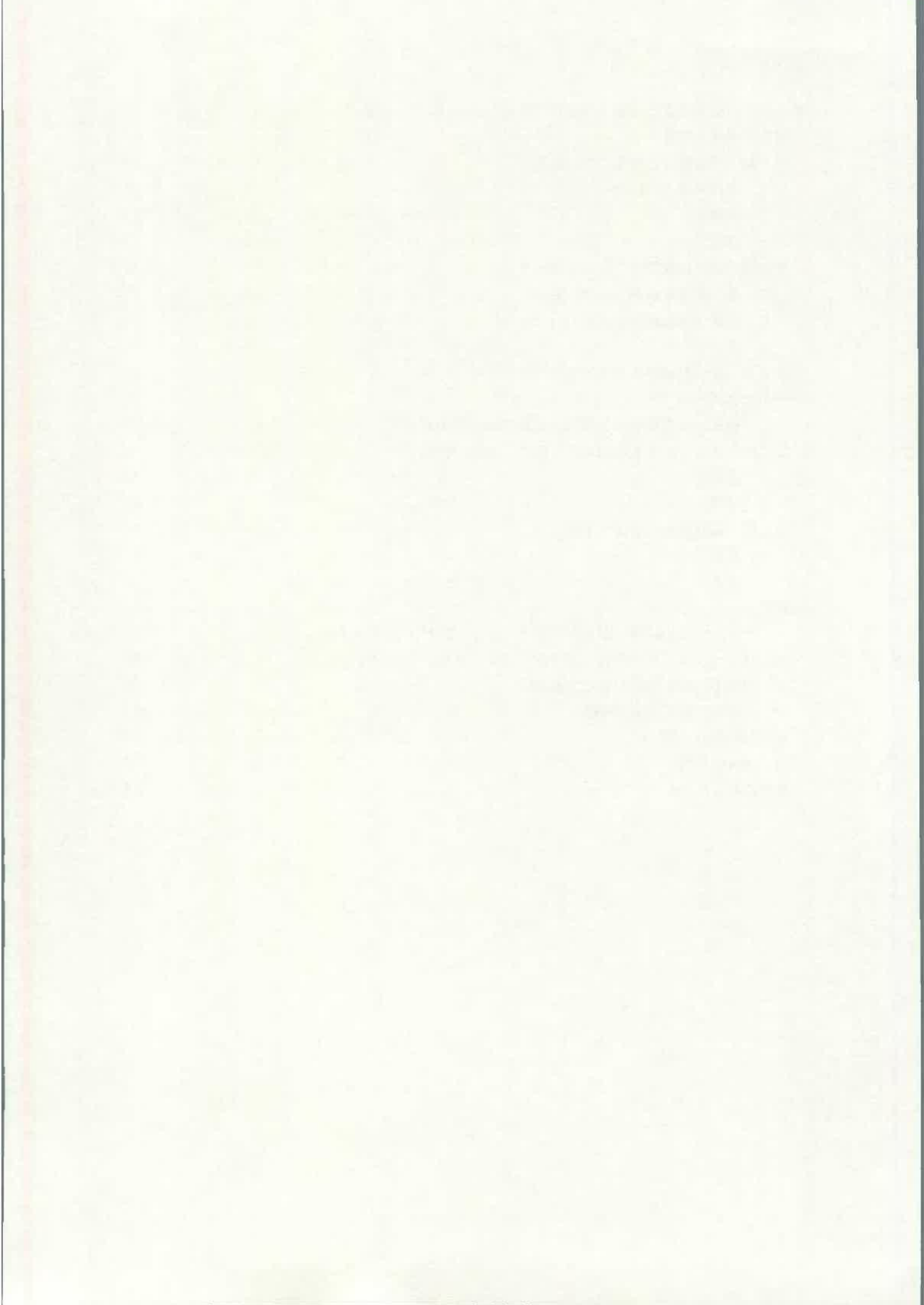
3 名の研究員は、本来業務を抱えながらも一人ひとりがコツコツと研究を行い、これまで真剣に議論し、成果をまとめ、このたび報告書として発行することができました。この報告書をお読みになった御感想、御意見を多方面からいただければ幸いです。

最後になりましたが、アイルランドやフランスの地あるいは市内各所においてお世話になった方々、研究を進めるにあたり適切なアドバイスをいただいた方々、及び多忙な中で当研究チームへの参加を認めてくださった上司の方々、職場のみなさん、全ての関係者に心から感謝の意を表します。

平成 19 年 3 月
総合企画局自治政策部

はじめに	1
第1章 文化政策とは	3
第1節 用語の整理	4
1 文化	4
2 アート	4
3 文化芸術	5
第2節 文化の公共性と文化政策	6
1 文化の公共性	6
2 文化政策	10
第2章 川崎市の文化政策	13
第1節 文化政策に係る行政組織	14
1 これまでの変遷	14
2 現在の体制	15
第2節 文化政策に係る計画	16
1 計画の変遷	16
2 川崎市文化マスタープラン	18
3 川崎市文化芸術振興条例	18
4 文化芸術振興計画の策定に向けた現在の動きについて	20
第3節 文化施設	21
1 公共文化施設整備の変遷	21
2 民間文化関連施設の現況	23
第3章 市民によるアートの取組	25
第1節 たまかんさよならパーティー	26
1 のぼりとゆうえん隊	26
2 たまかんさよならパーティー	26
第2節 かわさき現代彫刻展	30
1 開催に至るまでの経緯	30
2 かわさき現代彫刻展の発展	31
3 発展の理由 ～渡辺治建築都市設計事務所～	32
第4章 海外調査報告	35
第1節 ナント	36
1 ナント市役所(文化局)	37
2 リュー・ユニーク (Le Lieu Unique. Scène Nationale de Nantes)	41
3 ロワイヤル・ド・リュクス (Royal de Luxe)	44
4 ロワール・アトランティック文化の家	45
第2節 アイルランド(ダブリン)	47
1 アイルランド文化・スポーツ・観光省 ～パーセント・フォー・アート施策～	48
2 ブレイキング・グラウンド (Breaking Ground) ～バリマン地区における取組～	51
3 テンプル・バー文化トラスト (Temple Bar Cultural Trust: TBCT)	56
4 アイルランドの美術館	60

第5章 川崎市の文化政策への提言	67
提言の構成と概要	68
第1節 行政組織、職員文化政策	69
1 ナント市との比較	69
2 課題	70
3 提言	72
第2節 文化施設のバリアーを無くす	75
1 自主事業を展開する文化施設	75
2 課題（文化施設にあるバリアー）	76
3 提言	77
第3節 地域の資源を再活用する	80
1 課題	80
2 提言 ～廃校を新たな文化活動の場に転用する～	82
第4節 アートによる地域コミュニティ機能の再生	84
1 課題	84
2 提言	85
第5節 福祉施策へのアートの活用	87
1 課題	87
2 提言	88
資料編	91
I ナント市文化顧問（ジャン＝ルイ・ボナン氏）インタビュー	91
II リュー・ユニック会長（ジャン・ブレース氏）インタビュー	98
III 川崎市内文化関連の主な公共施設	102
IV 川崎市文化芸術振興条例	113
V 海外調査日程	116
VI 研究会日程	117
お世話になった方々	118



はじめに

「聡明で厳しく、豊かな知見を持ち、また他者の文化にも開かれており、文化を自分のものにしたいと思う市民を育てたいのです。」(ナント市文化顧問 Jean-Louis Bonnin)

「廃屋となっていたビスケット工場は、まちの人々にとって、とても大切な記憶の場所、まちにとって欠かせない場所だったのです。この場所は人の創造力をかきたてる場所だと思いました。」(リユー・ユニーク会長 Jean Blaise)

「テレビは情報を垂れ流すだけであり、その情報は青少年にとっては毒である。我々は青少年を自らの意思で劇場に来させて、テレビの毒を消したいのだ。」(ロワール・アトランティック文化の家 青少年担当責任者 Marion Echevin)

ミュージア川崎シンフォニーホールに足を踏み入れると、このホール独特の非日常的な雰囲気いつも心が躍る。クラシック音楽の素晴らしさをこのホールで初めて体験したという人の数もだいぶ多くなっただろう。

江戸時代の趣を今に残す大山街道では、毎年夏に恒例の高津区民祭が行われる。身動きがとれないほどの大勢の人が集まるが、歴史ある街並みには、お祭りの光景がよく似合う。

生田緑地は川崎市民の貴重な財産である。森の中を進むと静寂の中に岡本太郎美術館が現れる。この美術館にとっては、周りの緑の美しさも含めて芸術作品ではないかを感じる。

新百合ヶ丘は「芸術のまち」だ。今年はアートセンターがオープンし、昭和音楽大学もやってくる。アートセンターは、多くの市民や芸術の道を志す若者たちの創造力をかきたてる場所になってほしいと願う。

本報告書の目的は、テーマにあるとおり、「21世紀の文化政策」を考察し、アートがまちづくりに与える効果を示すことである。また、文化政策の先進自治体(国)といわれているフランスのナントとアイルランドの現地調査を行ったので、その結果を報告するとともに、それを踏まえ、川崎市が今後文化政策を進めていく上で有効ではないかと考えたいくつかの具体的プランを提言したい。研究期間中は、可能な限り文化事業や施設を見学し、関係者の話を聞くように心がけたが、それでもこの短期間で理解を深めることができるような分野ではない。そのため、内容的には未熟で不十分さが残るが、本報告書が少しでも川崎市の文化芸術の振興に役立つことができれば幸いである。

平成 18 年度政策課題特別研究チーム

市民局市民生活部庶務課

市民局市民文化室

川崎区役所保健福祉センター保護課

押田 智寿代

岩間 尚史

堂平 久美子

第1章 文化政策とは

本報告書の目的は、テーマにあるとおり、「21世紀の文化政策」を考察することであり、アートがまちづくりに与える効果を示し、今後の川崎市の文化政策に関して提言を行うことであるが、まず、はじめに用語の定義を整理しておく必要があるだろう。

そして、自治体が行う文化政策とは何なのか、更にいえば、自治体は、なぜ文化政策を行う必要があるのかについて考察する必要もある。

第1章の構成

第1節 用語の整理
1 文化
2 アート
3 文化芸術
第2節 文化の公共性と文化政策
1 文化の公共性
(1) 文化の公共性とは
(2) 文化の外部性
2 文化政策
(1) 文化政策と文化行政
(2) 自治体文化政策の原則
(3) 自治体文化政策の内容

第1節 用語の整理

本報告書はテーマに「文化」「アート」という用語を使用している。また、それ以外にも国法では「文化芸術」という用語を使用している。各用語を使用するにあたっては、それぞれの意味を把握しておく必要があるだろう。

1 文化

「文化」を『広辞苑』¹で引いてみると、「文化 (culture) : 人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容とを含む。文明とほぼ同義に用いられることが多いが、西洋では人間の精神的な生活にかかわるものを文化と呼び、技術的発展のニュアンスが強い文明と区別する。⇔自然」となっているが、自然との対比語として、人為的なものを全て総称して文化とってしまうのは、乱暴すぎるだろうか。いずれにせよ、頻繁に人々が口にする言葉ではあるが、概念としては非常に広範囲を示し、明確にこうだと説明することは難しい。

自治体が行う文化政策に詳しい研究者は、「文化遺産や芸術作品のような有形の文化」と「無形の文化（思想、習慣、信条、価値観）の両方」を対象として文化政策を考察し²、別の研究者は、文化とは「人間によってつくられる価値の総称」であり、「意識と営み（動態）と表現物・成果（静態）の3つをとともに、我々は文化と呼んでいる」と指摘し、文化には「芸術や学術のような高度の文化（非日常文化）もあれば、日常の衣食住にまつわる生活文化（日常文化）もある」としている³。また、自治体が公金を投入する政策の対象としては、「マーケットが形成された生活文化よりも、市場が形成されていない芸術への支援が大切」であるとする研究者⁴もいる。

2 アート

本報告書がテーマとする分野は、文化の中でも特に「アート」であるが、「アート」を『広辞苑』で引いてみると、「アート：①芸術。美術②技術」とある。芸術という意味と、芸術分野のなかの一部分である美術を指す場合があるようだが、いずれにせよ、文化のなかでも非日常文化である芸術分野を指しているということである。

¹ 新村出編『広辞苑（第5版）』岩波書店、1998年。

² 後藤和子編『文化政策学』有斐閣、2001年、2頁（後藤和子執筆）。後藤氏は文化政策の対象について「思想や信条をも含む無形の文化を文化政策の対象とすることは、政策や国家による文化統制を危惧する意見があるかもしれない」が、「文化政策を行う主体はあくまでも市民であるという立場を基本とするので、そうした市民が創り出す無形の文化をも対象とする。有形の文化と無形の文化は相互に影響しあっており、産業や生活との一体性を考慮するならば、無形の文化まで総合した枠組みを提示しておいた方が、より広い視野からの考察が可能である」としている。

³ 中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』勁草書房、2001年、18頁。

⁴ 松本茂章『芸術創造拠点と自治体文化政策』水曜社、2005年、14頁。

3 文化芸術

2001（平成13）年に文化芸術の振興に関する「文化芸術振興基本法」が制定されているが、同法では、それまであまり耳にしなかった「文化芸術」という用語を用いている。同法では第8条から第14条に「文化芸術」の対象として以下の内容を挙げている。

【表1-1】「文化芸術振興基本法」に規定されている「文化芸術」の対象

芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術）	第8条
メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）	第9条
伝統的な芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能）	第10条
その他の芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能）	第11条
生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）、出版物及びレコード等	第12条
有形及び無形の文化財並びにその保存技術	第13条
地域固有の伝統芸能及び民俗芸能	第14条

上記以外にも、同法には、国語、日本語についての規定もあり、「芸術」という分野よりもやや広い分野として「文化芸術」という単語を用いているようである。なお、同法で列挙されたこれらの領域については、文化庁の所掌事務の領域を列挙したようだ⁵。

同法の公布を受けて、多くの自治体が、条例などに「文化芸術」という用語を使用するようになってきているが、今後、行政が行う文化政策の対象領域を表す用語として、「文化芸術」がスタンダードとなる可能性が高い⁶。

ちなみに「芸術文化」という用語もある。「人々の会話や行政職員のなかでも、芸術と文化が混乱しているケースが多々みられる。今後は『芸術文化』と呼ぶ場合は非日常文化である芸術を強調し、『文化芸術』と呼ぶ場合は『文化と芸術と』と並列して考え、日常文化＋非日常文化の総称と理解していいのではないか⁷」と提唱する研究者もいるように、その用語が示す範囲の大きさを大雑把に並べれば、文化＞文化芸術≧芸術文化＞芸術という順番になるだろうか。

⁵ 小林真理『文化庁の確立に向けて』勁草書房、2004年、97頁。

⁶ 川崎市においても、1997（平成9）年策定の「川崎市文化マスタープラン」では、「市民の文化活動」「文化の振興」などと表現していたが、2005（平成17）年に策定した今後の市の文化政策の基本となる条例の名称は、「川崎市文化芸術振興条例」であり、条文においても、その解説文においても、「文化芸術」という表現で統一している。

⁷ 松本茂章『芸術創造拠点と自治体文化政策』水曜社、2005年、15頁。

第2節 文化の公共性と文化政策

どんな小さな自治体でも、文化ホールや美術館などを整備・運営し、文化的な事業を実施するなどとともに、そのために必要な予算を支出している。しかしながら、「文化政策よりも福祉や教育、都市インフラ整備など税金を優先して投入すべき分野があるのではないか」といった意見は、市民、あるいは議員や自治体職員の中にさえ、少なからずあるのは事実である。それに対して自治体職員も芸術に関わる人（アーティストやそれをマネジメントするような立場にある人を含む）も明確な答えを持っていないし、答えられないというのが、現在の状況ではないだろうか。

文化の公共性は何なのかを考え、自治体が文化政策を行う必要性を示したい。また、自治体が行うべき文化政策とはどのような内容であるのかについて考えてみた。

1 文化の公共性

(1) 文化の公共性とは

日本国憲法第25条にあるように、「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」。教育や福祉などと同様に、文化にも高い公共性があるということである。補足を意味でも、文化芸術振興基本法及び川崎市文化芸術振興条例において、文化（文化芸術）の公共性を示していると思われる部分を以下に抜粋して列挙する。

【表1-2】文化芸術振興基本法前文より抜粋

○文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。
○文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。
○文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。
○我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

【表1-3】川崎市文化芸術振興条例前文より抜粋

○古来、文化芸術は、人の心に潤いと安らぎを与え、感性を豊かにし、生きる喜びをもたらしてきた。
○文化芸術は、人の発想や創造力を豊かにし、共感する心を育み、相互理解を深め、明

日を担う子どもたちが健やかに成長する土壌をつくり、高齢者の心のよりどころとなってきた。

○災害時の困難を乗り越える大きな力となっているだけでなく、都市生活を変革する力となり、都市の個性を表現し、生き生きとした経済活動の基盤をつくる原動力ともなっている。

○文化芸術は、今日、市民が人間らしく豊かに暮らすために不可欠のものであり、世界平和の礎を築き、都市生活の質を高める重要な役割を担うとともに、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市をつくり出す源となるものである。

このように、憲法、国法及び川崎市条例のいずれにおいても文化の公共性がいかに高いものであるかが示されているにもかかわらず、それでも自治体が行う文化政策やそれに伴う予算の支出に対する風当たりは強いのは、自治体の文化政策の方向性や文化予算の使い方に誤りがあるからか、あるいは、市民が文化の公共性や自治体が行っている文化政策の意義を認識していないからということが考えられるが、いずれにせよ、市民に対する行政の説明責任が果たされていないことに起因しているのではないだろうか。

劇作・演出家の平田オリザ氏は、その著書⁸⁾において、以下のとおり主張している。

「『文化』を挟んだ二つの権利⁹⁾、および教育を受ける権利については、行政によって、国民に対する保護政策がとられている。また、それは制度の上からだけではなく、国民の意識としても、健康、経済生活、教育などには高い公共性が認められている。高い公共性を認めるということは、単純に言えば、それらを『現代社会に生きる人間にとってなくてはならないもの』と認めているということだ。」

「では肝心の文化の方はというと、これが法整備の上では無策に等しい。これは行政の怠慢と言わざるを得ない。憲法¹⁰⁾の精神からいえば、どんな過疎の村や離島に住んでいる人々も最先端の芸術文化に触れる権利を有しているはずではないか。」

「健康を害したり、あるいは失業して貧乏しているからといって、芸術文化を享受できないということは憲法の精神に反するのではないか。健康を害して働けないときこそ、医療の保障や生活の保護が必要である。同様に本来は、精神が不安定であったり心に何かわだかまりがあるときにこそ、あるいはもっと単純に失業して気持ちが沈んでいたりするときにこそ芸術が必要とされるのだ。」

「住む地域によって、その権利が保障されないことも、同様に憲法の精神に反している。市場原理だけに任せておけば、たくさんの劇場がある大都市の住民にだけ演劇鑑賞の機会が保障される。これもまた社会的な不公平ではないか。」

⁸⁾ 平田オリザ『芸術立国論』集英社新書、2001年、138頁。

⁹⁾ 平田オリザ『芸術立国論』集英社新書、2001年、132頁。平田氏は、憲法第25条に国民の権利として「文化」とともに示されている「健康」と「最低限度の生活」(すなわち経済生活)の2つの権利は「行政によって手厚い保護政策がとられており、国民の意識としても「高い公共性が認められている」としている。

問題は、健康、経済生活、教育といった他分野については、行政も市民も高い公共性があると認めているのに対して、文化の公共性に関しての認識は行政、市民ともに著しく低いということである。これは、他分野よりも文化行政そのものの歴史が短いということが原因の一つとして挙げられるかもしれない。文化が他分野よりも公共性が高いということではない。文化も他分野と同様に公共性があるということを我々は今一度再確認する必要がある。

ここで予算の問題を考えなければならない。川崎市の文化予算が十分であるとは決して思わない。例えば、既存文化施設の運営費は十分なのかという疑問がある。文化施設は建設すれば終わりではない。むしろ、建設した後に、どのような施設運営をするのか、どれだけ市民に有益な事業を展開できるかなど、文化政策においては、ソフトにどれだけ予算をかけることができるかという視点が大切なのだ。また、市民の文化団体等へ積極的に事業を委ねるとか、助成するといった市民の主体的な文化活動を支援する動きも今後は重要になるだろう。しかしながら、全体予算は限られている。他分野の予算を削って文化予算に充てることを前提にするわけにはいかないのだ。だからこそ、真に効果的な文化政策を考えなければならない。文化の公共性を認識した上で、市職員も市民も、川崎市の文化芸術振興のためになる文化予算の使い道は何なのかを真剣に考えなければならない。

文化の公共性について、自治体職員は理解しているのか、自治体職員は市民に対して自信を持って明確に説明できるか、どれだけ多くの市民が同じように認識しているかが、その自治体が創造的で、文化的な自治体となれるかどうかの分かれ目となるのではないだろうか。

(2) 文化の外部性

文化政策を考えるにあたっては、文化の外部性に着目しておく必要がある。外部性とは、「芸術や文化を直接享受した人ばかりではなく、周りの人々やコミュニティ、社会にもその便益が及ぶ」¹⁰ことを意味するものである。後述するフランスのナント市では、文化施設の整備や芸術イベントの積極的な実施が、市民の文化レベルを向上させただけでなく、まちの文化的雰囲気、市外の人や民間企業を惹きつけ、若者人口の増加や企業誘致につながっているという。「とりわけ美術館や劇場などの文化的雰囲気は、創造的な仕事を行う人々を惹きつけ、地域における新産業創出を促進することに繋がる」¹¹のである。

川崎市では、現在、音楽を通じ、活力ある地域社会の実現や新たな産業機会の創出によって新しい都市イメージを創造し、まちづくりの主役である市民一人ひとりが、自分のまちに愛着と誇りを共有できるまちづくり（音楽のまちづくり）を進めているが、これは、まさしく文化の外部性に着目した施策であるといえる。音楽のまちづくりが、市民の文化芸術振興はもちろん、まちに文化的雰囲気をもたらし、市外の人をまちに惹きつけ、新た

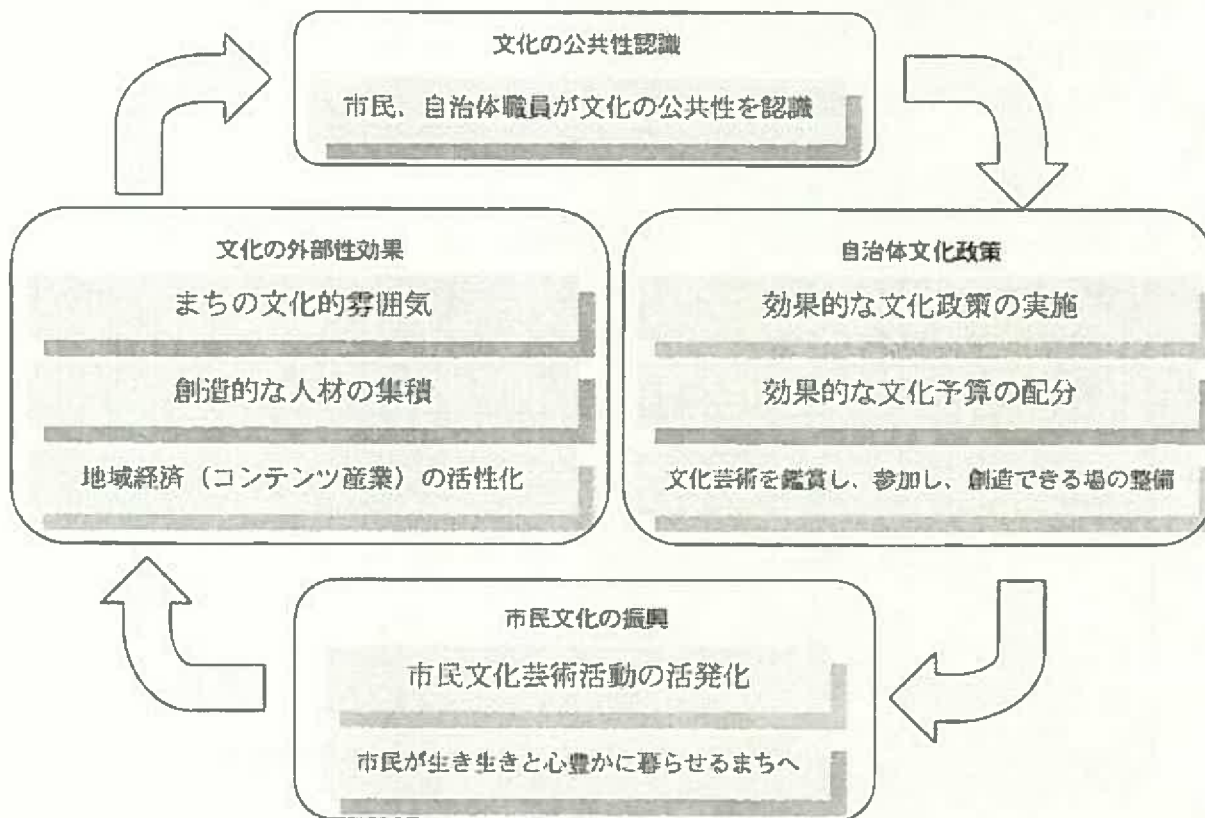
¹⁰ 後藤和子編『文化政策学』有斐閣、2001年、4頁（後藤和子執筆）。

¹¹ 後藤和子編『文化政策学』有斐閣、2001年、4頁（後藤和子執筆）。

なる産業機会の創出をも生むのである。

また、「IT 産業を創出したカリフォルニアやニューヨークが芸術家の集積地であるという視点からはあまり言及されていない。IT 産業では、パソコンを普及させることではなく、そのコンテンツの創造（応用ではなく創造）が産業発展の鍵を握っているのである。機械による技術ばかりでなく、人の創造性やそれを支える都市環境が産業発展の重要な要素となりつつある」¹²と研究者が指摘するとおり、文化の外部性が地域経済において果たす役割は大きい。川崎市は、その立地上の優位性もあり、研究所や研究開発型企業が集積しているが、それらの企業や創造的な仕事をする人材を惹きつけるためには、文化の外部性に着目した自治体による積極的な文化政策が有効であるといえる。

【図1-1】文化政策のサイクル・プロセス（一例として）



¹² 後藤和子編『文化政策学』有斐閣、2001年、22頁（後藤和子執筆）。

2 文化政策

(1) 文化政策と文化行政

「文化政策」とはその名のとおりに「文化を対象領域とした公共政策である」¹³。同じように、行政が行う文化施策のことを総称して「文化行政」という場合があるが、それぞれが指し示す対象領域は同じであると考えられる。

しかし、自治体は「これまでの国モデルの受容型もしくは他自治体事業モデル追随型の『文化行政』施策の実施から、自治体政府としての主体的な『文化政策』への転換を図るべき」であるとし、「『文化行政』というばあいには従来の思考および施策展開を指し、『文化政策』というばあいには、主体的かつ戦略的な政策思考とこれにもとづく施策展開を指す」¹⁴という考え方がある。本報告書では、これまでの川崎市の文化政策の歩みにおいて、川崎市文化芸術振興条例の制定が1つのターニングポイントであったと捉え、条例制定前の施策展開については「文化行政」、条例制定以降の市の将来的な文化施策を表現する場合は「文化政策」と表記することにする。

(2) 自治体文化政策の原則

自治体の文化政策を考える上で、「文化芸術振興基本法」の第2条（基本理念）に、キーワードとなりそうな語句があるので、以下に抜粋して列挙する。

【表1-4】文化芸術振興基本法第2条（基本理念）より抜粋

(文化芸術活動を行う者の) <u>自主性</u>	第1項
(文化芸術活動を行う者の) <u>創造性</u>	第2項
(文化芸術を鑑賞し、参加し、創造できる) <u>環境の整備</u>	第3項
世界の文化芸術の発展に資する	第4項
<u>多様な</u>	第5項
<u>地域の人々により主体的に</u> <u>各地域の歴史、風土等を反映</u>	第6項
<u>国際的な交流及び貢献</u>	第7項
<u>広く国民の意見が反映</u>	第8項

文化芸術振興法の基本理念を自治体が行う文化政策に置き換えて考えてみると、自治体の文化政策の原則としては、以下のようにまとめることはできないか。

- 文化政策の実施にあたっては、市民の自主性及び文化芸術の多様性を尊重する。
- 文化政策の内容には、広く市民の意見が反映されるようにする。
- 市民の創造性が発揮されるように、文化芸術を鑑賞したり、文化芸術活動に参加したり、文化芸術を創造できる環境を整備する。
- 地域の歴史、風土等を踏まえ、地域（自治体及び市民）が主体的に展開していく必要

¹³ 後藤和子編「文化政策学」有斐閣、2001年、1頁（後藤和子執筆）。

¹⁴ 中川俊郎「分権時代の自治体文化政策」勁草書房、2001年、III頁。

がある。(他都市との画一化は、文化政策においては、対立概念となる。)

○国際性、国際交流の視点も踏まえる。

(3) 自治体文化政策の内容

自治体文化政策の内容(基本モデル)については、中川幾郎氏の著書¹⁵⁾に詳しい。氏は、地方自治の本旨である住民自治と団体自治の側面から文化政策を捉え、住民自治の面からは、市民を主体とした市民文化の活性化が、団体自治の面からは、地域文化、都市文化の保護、育成、開発、創造が課題であり、自治体政府の戦略視点は、3つの分野(市民文化、地域・都市文化、行政文化)に向けられるべきであるとしている。また、文化的な営みは、表現(発信)、交流(コミュニケーション)、学習(開発・蓄積)の3つの側面のサイクルがあり、これらを全般的に活性化する必要性があるとしている。

【表 1-5】自治体文化政策の基本戦略マトリクス¹⁶⁾

文化活動 戦略分野	表現(あらわす)	交流(まじわる)	蓄積(ふかめる)
	表現、演技、発表、 発信 パフォーマンス	参加、交流、批評、 交換 コミュニケーション	学習、開発、鑑賞、研究、 蓄積、受信 ストック
市民文化の 活性化	○市民の表現の機 会・場の提供	○市民交流、市民参加の 場・機会の提供	○市民の研究、学習、鑑賞機 会・場の提供
地域・都市文化 の創造	○地域・都市情報の 発信	○地域間交流の推進 ○都市間交流の推進 ○国際交流の推進	○水・緑の保全 ○都市デザイン、景観の整備 ○地域・都市の文化財、文化・ 学術情報、文化・学術装置の 集積
行政の文化化	○行政風土、行政表 現の改革 ○情報公開	○自治体間交流の推進 ○職員と市民の交流 ○行政部局間交流の推 進	○政策研究蓄積 ○技術開発研究推進 ○職員研修の推進

¹⁵⁾ 中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』勁草書房、2001年、35～39頁。

¹⁶⁾ 中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』勁草書房、2001年、39頁。

第2章 川崎市の文化政策

ここ数年における川崎市の文化政策に関連する大きな取組としては、2つのことが挙げられるのではないかと。

1つは、ミュージア川崎シンフォニーホールの開設を契機にした「音楽のまちづくり」の推進である。これは、音楽による市民文化の活性化という視点と、文化の外部性に着目した都市文化の創造というこれまでの川崎市の文化行政にはなかった視点で展開されている施策であり、これまでのところ、大きな成果をあげているといえるであろう。

もう1つは、川崎市文化芸術振興条例の制定である。今後の文化政策の展開を考える上で、同条例はその基本理念と方向性が示されているものである。

これらの取組に至るまでの川崎市の文化政策に係る歩みと現状の動きを、行政組織、計画、施設整備の3点から整理する。

第2章の構成

第1節 文化政策に係る行政組織
1 これまでの変遷
2 現在の体制
第2節 文化政策に係る計画
1 計画の変遷
2 川崎市文化マスタープラン
3 川崎市文化芸術振興条例
4 文化芸術振興計画の策定に向けた現在の動きについて
第3節 文化施設
1 公共文化施設整備の変遷
2 民間文化関連施設の現況

第1節 文化政策に係る行政組織

1 これまでの変遷

川崎市の文化芸術振興に関する施策展開は、1949（昭和24）年、教育委員会に文化教育と文化財を担当するセクションとして社会教育課が設置されたことが組織としてのはじまりとみることができる。

1970年代には、教育と文化は性質が異なるものという全国的な議論（「教育はチャージ（充電）、文化はディスチャージ（放電）」論¹⁷⁾）があり、本市においても従来の教育行政の範囲を超えて行政全般を文化の視点でとらえなおして推進するという新たな役割をもった機構として、1980（昭和55）年に企画調整局に「文化室」が新設されるとともに、1985（昭和60）年に「財団法人川崎市文化財団」が設立された。

1990（平成2）年の機構改革による市民局市民文化室の新設（「文化室」の廃止）と、1996（平成8）年の教育委員会からの文化事業の一部移管などがあり、現在に至っている。

【表2-1】文化政策に係る川崎市組織の変遷

年	組織
1949（昭和24）年	教育委員会に社会教育課を設置（文化教育・文化財担当）
1964（昭和39）年	教育委員会社会教育課内に文化係設置
1965（昭和40）年	教育委員会社会教育部文化課設置（文化係・文化財係設置）
1980（昭和55）年	企画調整局文化室新設
1985（昭和60）年	財団法人川崎市文化財団設立
1990（平成2）年	市民局に市民文化室新設（企画調整局廃止）
1996（平成8）年	教育委員会の文化事業を市民文化室に移管
2003（平成15）年	総合企画局に音楽のまちづくり推進担当設置（2005（平成17）年から市民局に移管）
2007（平成19）年	市民局シティセールス・広報室にしんゆり・芸術のまち推進担当設置

¹⁷⁾ 「教育は、人間における仕込みで、電池でいえば電気の充電にあたる仕事であり、それに対して文化とは遊びであり、エネルギーの放出行為で、電池というなら放電にあたる行為である。充電と放電、教育と文化、その二つは方向が正反対で、一緒に扱えるようなものではない」という梅鉢忠夫氏による提唱で、当時の教育委員会主導であった自治体文化行政を首長部局へ移管させる全国的な動きへとつながった。

2 現在の体制

現在の文化政策に係る組織体制としては、市民局市民文化室、シティセールス・広報室音楽のまちづくり推進担当及びしんゆり・芸術のまち推進担当、教育委員会生涯学習部生涯学習推進課、文化財課が置かれている。それぞれのセクションが担当する業務は以下のとおりである。

【表 2-2】文化政策に係る川崎市組織の所掌事務事項¹⁸

部室・課名称	所掌事務事項
市民局市民文化室	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化行政の企画及び総合調整に関すること 2 市民文化の普及及び向上、その他文化芸術の振興に関すること 3 市民行事の推進及び調整に関すること 4 文化関係団体との連絡調整に関すること 5 文化芸術振興会議に関すること 6 川崎シンフォニーホールに関すること 7 財団法人川崎市文化財団に関すること
市民局シティセールス・広報室	<ol style="list-style-type: none"> 1 シティセールスにかかわる企画及び調整に関すること 2 都市イメージ向上に係る情報発信等に関すること
教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習の調査及び企画立案に関すること 2 生涯学習の推進体制の整備に関すること 3 生涯学習に係る職員の研修に関すること 4 社会教育委員に関すること 5 青少年教育及び成人教育に関すること 6 社会教育関係団体（青少年団体、文化団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）に関すること 7 財団法人川崎市生涯学習財団に関すること 8 教育文化会館、市民館、図書館、青少年創作センター、青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パークに関すること 9 学校施設の有効活用に関すること
教育委員会 生涯学習部文化財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の調査、資料の収集、保存及び活用に関すること 2 文化財審議会に関すること 3 文化財関係団体に関すること 4 地名資料の収集及び活用に関すること 5 市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館及び大山街道ふるさと館に関すること

¹⁸ 「川崎市事務分掌規則」及び「川崎市教育委員会事務局事務分掌規則」より抜粋（市民局シティセールス・広報室については、音楽のまちづくり推進担当及びしんゆり・芸術のまち推進担当に関わる部分のみを抜粋）。

第2節 文化政策に係る計画

1 計画の変遷

市の文化政策については、市政運営の基本方針として策定している総合計画において基本的な考え方が示されてきたわけだが、1974（昭和49）年策定の「新総合計画」では、「社会教育」と「文化環境」という現在では全く異なる2つの分野を並列していた。（後の「2001かわさきプラン」において、「文化都市づくり」という文化項目が挙げられ、これとは別に社会教育は「生涯学習」という別項目に位置づけられた。）

1970年代に全国的に文化行政という新しい行政分野が登場し、川崎市においても文化行政についての基本的な理解と文化施策の検討のために1980（昭和55）年に設置されたのが「川崎市文化問題懇談会」である。学識経験者や市民代表から構成されたこの会は1983（昭和58）年に「2003年文化都市川崎をめざして～11の柱・32の提言」をまとめている。

1993（平成5）年策定の「川崎新時代2010プラン」では、「創造発信都市づくり」という施策の中で「文化施策の総合的推進」を重要課題の1つとして挙げているが、それを受けて策定されたのが、「川崎市文化マスタープラン」である。文化マスタープランは、本市において初めて総合的に文化行政の推進を図るために策定された計画であった。

文化マスタープランで提言された文化行政の総合的な推進を図るため、川崎市文化行政推進懇談会が設置された。第1次懇談会は、市民文化の創造に向けた新しいパートナーシップ組織の設立について提言を行い¹⁵、第2次懇談会は、公共施設等への文化機能導入に関わる基本方針及び具体化推進策について宮前区をモデルに検討し、提言を行っている。

一方、国においては、文化芸術振興についての基本理念を明らかにして方向性を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するために、「文化芸術振興基本法」が2001（平成13）年に施行され、2002（平成14）年には、「文化芸術の振興に関する基本方針」が示された。本市においても、その流れを受け、本市の文化芸術振興のための基本理念、基本方針等を定めるために、川崎市文化芸術振興条例検討委員会を2003（平成15）年に設置した。2004（平成16）年に同委員会からの提言「21世紀の文化振興のあり方—川崎市文化芸術振興条例制定に向けて—」が出され、2005（平成17）年に「川崎市文化芸術振興条例」を施行している。

現在、文化芸術振興条例に規定されている文化芸術振興計画（第7条）の策定に向けて、文化芸術振興会議（第9条）による検討が進められているところである。

¹⁵ 第1次川崎市文化行政推進懇談会の提言（「市民文化の創造に向けた新しいパートナーシップ組織の設立にかかわる提言」）を基に設立されたのが、「市民文化パートナーシップかわさき」である。現在同団体は、市内の文化情報の収集・発信、文化・芸術事業の協働・連携・支援、顕彰事業などを行い、本市市民文化の発展のための中核的な活動を担っている。

【表 2-3】川崎市の文化政策に係る計画と総合計画の変遷

年	文化政策に係る計画・協議等	総合計画等の市全体計画
1974 (昭和 49) 年		新総合計画 (1974~1985 年)
1983 (昭和 58) 年	川崎市文化問題懇談会「2003 年文化都市川崎をめざして~11 の柱・32 の提言」	2001 かわさきプラン (1983~2000 年)
1986 (昭和 61) 年	川崎市第 2 次文化問題懇談会「キャンパス都市川崎の創造」	
1993 (平成 5) 年		川崎新時代 2010 プラン ・第 1 次中期計画 (1993~1997) ・第 2 次中期計画 (1996~2000)
1997 (平成 9) 年	川崎市文化マスタープラン策定 芸術のまちづくり推進協議会「芸術のまち構想の具現化に向けて (提言)」	
1999 (平成 11) 年	第 1 次川崎市文化行政推進懇談会「市民文化の創造に向けた新しいパートナーシップ組織の設立にかかわる提言」	・新中期計画 (第 3 次) (1999~2003)
2000 (平成 12) 年	第 2 次川崎市文化行政推進懇談会「公共施設等への文化機能導入の推進に向けて (提言)」	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>【国の動き】</p> <p>2001 (平成 13) 年 文化芸術振興基本法施行</p> <p>2002 (平成 14) 年 文化芸術の振興に関する基本方針 (閣議決定)</p> </div>		
2002 (平成 14) 年		川崎市行財政改革プラン
2004 (平成 16) 年	川崎市文化芸術振興条例検討委員会提言「21 世紀都市の文化振興のあり方—川崎市文化芸術振興条例制定にむけて」	
2005 (平成 17) 年	川崎市文化芸術振興条例施行 川崎市文化芸術振興会議開催	川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」 第 2 次川崎市行財政改革プラン
2006 (平成 18) 年	川崎市文化芸術振興会議答申「川崎市における文化芸術振興のための総合マネジメント・システムの構築について」	

2 川崎市文化マスタープラン

1997（平成9）年に策定された「川崎市文化マスタープラン」は、「川崎新時代2010プラン」において掲げられた「市民文化の創造」に関する基本目標及び各施策の基本方向を具体的に示し、川崎市の文化行政を総合的に推進していくための基本指針であり、本市において初めて総合的に文化行政の推進を図るための計画であった。

その内容は、以下のように体系付けられていた。

【表2-4】文化マスタープランの7つの柱

文化マスタープランの7つの柱
①創造的な市民の文化活動の促進
②特色ある文化施設の整備、充実
③地域の特色を生かした文化のまちづくりの推進
④国際化・共生の時代の文化交流の推進
⑤多様な文化遺産の保存、継承、活用
⑥新たなパートナーシップによる特色ある文化の振興
⑦文化行政推進体制の充実

文化行政推進の担い手の中心として市民を位置づけ、市民の文化活動の状況や市民ニーズを踏まえて計画を策定している点などは、地方自治体が文化政策展開にあたって踏まえるべき基本とも言えることであり、文化行政に係る地方自治体が策定した計画書としては、充実した内容であったといえるだろう。

しかしながら、体系的なフォロー体制の整備が伴わず、各事業の政策的プライオリティ、財政的裏づけなどが不明確であったとの課題が現在においては指摘されている²⁰。

3 川崎市文化芸術振興条例

2001（平成13）年の12月に公布・施行された「文化芸術振興基本法」は、長らく各方面から求められてきた文化振興の根拠法となるものである。同法第4条においては地方公共団体の責務が規定されている²¹が、これにより各地方自治体においては、これまでの文化振興ビジョン・プランを見直したり、新たに策定したり、条例を策定するといった動き²²がでてきた。

川崎市文化芸術振興条例は、国の文化芸術振興基本法の公布、文化マスタープランの進捗状況、川崎市行財政改革プランなどの背景を踏まえて作成されたものといえる。

²⁰ 川崎市文化芸術振興会議「川崎市における文化芸術振興のための総合マネジメント・システムの構築について（答申）」2006（平成18）年12月、?頁。http://www.city.kawasaki.jp/25/25bunka/home/tousin/tousin.htm

²¹ 文化芸術振興基本法第4条（地方公共団体の責務） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

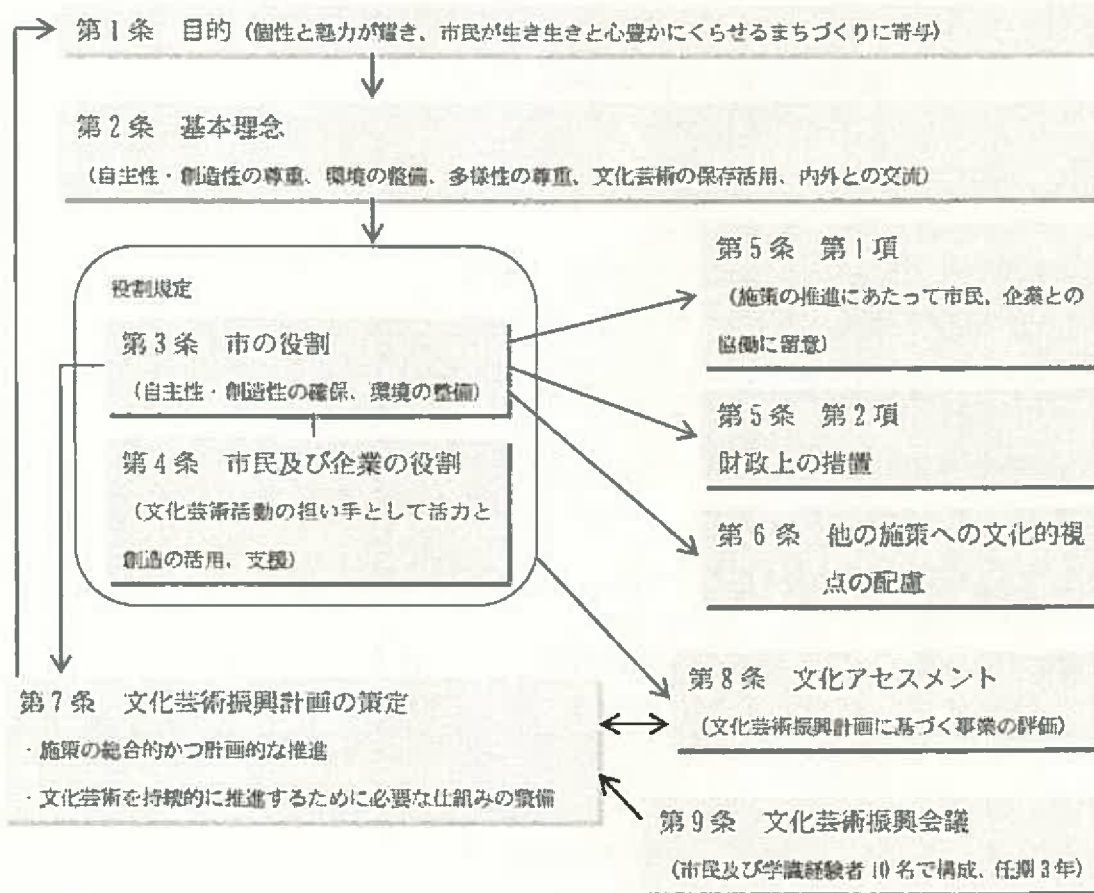
²² 小林真理「文化権の確立に向けて」勁草書房、2004年、103頁。

今後の市の文化政策を展開する上での根拠となる基本理念の規定に留まらず、文化芸術の振興を持続的に推進するための仕組みをつくるとしていることに大きな特徴がある。

そして、推進のための3つの柱として以下のことを規定している。

- ①川崎市文化芸術振興計画の策定
- ②文化アセスメントの実施
- ③文化芸術振興会議

【図2-1】川崎市文化芸術振興条例の体系²³



²³ 川崎市文化芸術振興条例リーフレット (川崎市作成) より引用。

4 文化芸術振興計画の策定に向けた現在の動きについて

現在、川崎市は、前述の川崎市文化芸術振興条例に基づき、2005（平成17）年10月に設置された「川崎市文化芸術振興会議」において、文化芸術振興計画の策定に向けての審議を行っているところである。

2006（平成18）年12月に市長に提出された答申「川崎市における文化芸術振興のための総合マネジメント・システムの構築について」は、文化芸術振興計画の概要として、以下の4点を掲げている。

【表2-5】文化芸術振興計画の概要（川崎市文化芸術振興会議答申より抜粋）

①文化芸術活動の総体的状況を示す文化資源データベース 市内の主要な文化資源情報を積極的かつ有効に活用する第1歩として、データベース化し、公開するためのシステムを構築する。
②文化芸術振興施策推進の基本方針 「創造的かつ持続的なまちづくりの推進（条例前文）」「市民の主体性尊重（条例第3条）」「地域協働の推進（第4条、第5条）」「都市・地域間文化交流の推進（第2条関連）」を川崎市の今後の文化芸術振興施策の概ねの基本方針とする。
③文化資源活用プログラム 文化芸術的視点は、今後の都市政策のあらゆる分野において必要とされる要素であるので、各部局は所管施策について、川崎市の文化資源を活用した事業計画を作成し、公表する。
④重点文化芸術振興事業 文化資源活用プログラムの中で、特に重要なものと認められる事業については重点文化芸術振興事業として指定し、条例第8条の文化アセスメントの対象とする。

今後、川崎市は、この答申を踏まえ、文化芸術振興計画を策定するとともに、計画と条例の本旨に即した文化芸術振興施策の推進を図ることになる。

第3節 文化施設

1 公共文化施設整備の変遷

文化施設の効果的な整備と運用は文化政策においては中核を成すものであり、既存の川崎市の公共文化施設についても、市が進める文化政策の中核を担ってきたといえる。

川崎市文化マスタープランでは、「市民の日常的な文化活動の場として、また優れた芸術・文化を受信、発信する拠点として、文化施設は市民の文化活動を促進していく上で、重要な役割を担っている」²⁴とし、文化施設の整備にあたっては「南北に細長い市域、東京と一体化したライフスタイル等との関係から市民の文化・芸術の享受の機会は東京、横浜で充足されること」²⁵が多いという川崎市独自の文化的環境を踏まえるべきとしている。

このように地理的な問題、交通アクセスの問題等により、1つの施設で全市的に市民が利用機会を享受することが難しいことから、川崎市では市民館・図書館などの文化施設が各ゾーン（区）別に整備されてきたといえる。

川崎市の特徴的な主な公共文化施設としては、古民家を移築し、復元、保存した「日本民家園」、考古・歴史・民俗・美術・映像等の幅広いジャンルの資料及び作品の収集、展示、調査研究等を行う「市民ミュージアム」、日本の伝統文化の継承施設である「川崎能楽堂」、日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、同じ川崎市民として相互のふれあいをすすめる場である「ふれあい館」、川崎市ゆかりの芸術家岡本太郎を中心とした美術作品の収集、展示等を目的とした「岡本太郎美術館」などがあげられる。

2004（平成16）年7月にオープンした「川崎シンフォニーホール（ミュージア川崎シンフォニーホール）」は、クラシックを中心とした世界最高水準の音楽ホールである。川崎市では、現在、音楽のまちづくりを進めており、川崎シンフォニーホールは、その象徴として多くの人を惹きつけている。

²⁴ 「川崎市文化マスタープラン—個性豊かな市民文化の創造をめざして—」1997（平成9）年3月、31頁。

²⁵ 「川崎市文化マスタープラン—個性豊かな市民文化の創造をめざして—」1997（平成9）年3月、31頁。

【表 2-6】主な公共文化施設開設の変遷

年	公共文化施設
1967 (昭和 42) 年	産業文化会館開館 (現在の教育文化会館) 日本民家園開園
1972 (昭和 47) 年	多摩市民館開館
1974 (昭和 49) 年	中原市民館、高津市民館開館
1979 (昭和 54) 年	川崎市民プラザ開館
1980 (昭和 55) 年	幸文化センター開館 (幸市民館・幸図書館)
1982 (昭和 57) 年	IBM 市民ギャラリー開館
1985 (昭和 60) 年	宮前文化センター開館 (宮前市民館・宮前図書館) 麻生文化センター開館 (麻生市民館・麻生図書館)
1986 (昭和 61) 年	川崎総合教育センター開館 川崎能楽堂開館
1988 (昭和 63) 年	ふれあい館開館 産業振興会館開館 市民ミュージアム開館
1994 (平成 6) 年	国際交流センター開館
1995 (平成 7) 年	アートガーデン開館
1998 (平成 10) 年	生涯学習プラザ開館
1999 (平成 11) 年	岡本太郎美術館開館
2004 (平成 16) 年	ミュージア川崎シンフォニーホール開館
2006 (平成 18) 年	プラザソル開館 (ラゾーナ川崎プラザ内)
2007 (平成 19) 年	アートセンター開館 (予定)

※川崎市の文化関連の主な公共施設と施設内容は、本報告書資料編Ⅲを参照のこと。

2 民間文化関連施設の現況

川崎市にある民間の文化施設については、まず市内に4つある大規模シネマコンプレックスの存在が大きな特徴と言える。特に川崎駅周辺は、日本一の年間映画観覧入場者数を誇る「チネチッタ」、京急川崎駅前にあるショッピングビル DICE 内に併設されている「TOHO シネマズ」、2006（平成18）年9月にオープンし、連日市内外から多くの人を集客しているラゾーナ川崎プラザ内にある「109 シネマズ」の3つのシネコンが集積する全国でも珍しい地区となった。他に麻生区新百合ヶ丘に「ワーナー・マイカル・シネマズ」もある。

ほかに、ライブハウスの「クラブチッタ」、音楽ホールの「靴ホール」、「しまりすミュージックホール」、大衆劇場の「大島劇場」、演劇の劇場「川崎 H&B シアター」、個人のミュージアム施設として、「中村正義の美術館」、「山田土筆美術館」、「細山郷土資料館」、「小黒恵子童謡記念館」、「川崎考古研究所」などがある。

また、施設ではないが、文化芸術系の教育機関・学校として、洗足学園音楽大学、昭和音楽芸術学院、日本映画学校、東京ガラス工芸研究所、ヤマハ音楽院などが、スタジオを備えた施設を持つ芸術団体として「人形劇団ひとみ座」、「京浜協同劇団」、「劇団民藝」がある。これらの機関・学校・団体は、ホールやスタジオなどの所有施設を地域に開放したり、地域住民向けの事業やイベントを積極的に展開するなど、市の文化芸術振興に大きく貢献しており、川崎市の文化政策には欠かせない存在といえる。2007（平成19）年4月には現在厚木市に校舎のある昭和音楽大学・短期大学が麻生区に移転開校を予定しており（昭和音楽芸術学院はそれに伴い廃校）、市が進めている音楽のまちづくりの一層の進展が期待できる。

第3章 市民によるアートの取組

この章では、地域の特性を活かしたユニークな取組として2つの事例を紹介する。これらの取組は、いずれも市民による主体的な活動であること、「まち」と「アート」を結びつけようとした試みであることが特徴的である。

第3章の構成

第1節 たまかんさよならパーティー
1 のぼりとゆうえん隊
2 たまかんさよならパーティー
第2節 かわさき現代彫刻展
1 開催に至るまでの経緯
2 かわさき現代彫刻展の発展
3 発展の理由

第1節 たまかんさよならパーティー

2006（平成18）年3月末に、登戸土地区画整理事業の進行に伴い、保育園・知的障害者施設・こども文化センター（児童館）からなる旧多摩福祉館（通称「たまかん」）が取り壊され閉館した。その「たまかん」において、「たまかんさよならパーティー」というアートイベントが行われた。これは、長年親しまれてきた施設の記憶を残したいという思いに端を発し、のぼりとゆうえん隊²⁴という市民グループが中心となり開催されたものである。

1 のぼりとゆうえん隊

「たまかんさよならパーティー」を主催したのぼりとゆうえん隊は、「登戸地区商業ビジョン基本計画検討委員会」²⁵がきっかけとなり2003（平成15）年5月、委員有志と市民公募のメンバーで結成された市民グループである。現在同団体は、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地域を中心に、地元生活者の視点からまちを楽しくすることを目的とした活動を行っており、その活動内容は、商店街でのナイトバザール²⁶への協力やフリーマーケットの主催、多摩区民祭への出店、川崎市青少年科学館プラネタリウムでの寄席の開催といったことから、「店づくりから考えるまちづくりセミナー」や「緑会」という生田緑地周辺の将来についての意見交換会等の開催、地域のお店の紹介といった情報発信など幅広い。メンバーは地元商業者、地域住民、大学生など様々な職業、年齢で構成されている。

2 たまかんさよならパーティー

(1) 開催の経緯

のぼりとゆうえん隊では、団体設立当初から、まちづくりについてのセミナーを行っていたが、2005（平成17）年に岡本太郎美術館、多摩区役所と連携して開催した「まちなかアートプロジェクト連続セミナー」において、「現代美術は絵画・彫刻に留まらず、モノよりコトという認識にまでその領域を広げていること、美術館を飛び出してまちを刺激する行為、それも〈アート〉なのだということ」²⁷を学び、まちの資源を有効に活用し、「まちなかアート」を展開することで、「楽しいわがまち」を目指す、「noborito・map（まちなかアートプロジェクト）」を始めることとなった。セミナーで感じたことを実行したいと考えていた時に、「たまかん」の閉館を知る。「たまかん」は、長年存在する公共施設というだけでなく、そこに通い働いていた地域の人々の思い出が詰まった建物であった。そこで、

²⁴ ホームページ <http://www.noborito.net/~noboritoyuuentai/>

²⁵ 土地区画整理事業が長期間にわたり行われている登戸駅・向ヶ丘遊園駅周辺地区では、地域商業活性化の方向が打ち出しにくく、地域商業の空洞化を招く可能性があった。そのため、地元商業者・地域住民・商業関係者・大学生・専門家・行政関係部局が委員となり、地域商業振興と商店街振興を中心に同地区の活性化について検討していくこととなった。2002（平成14）年3月に初回が開催。

²⁶ 登戸東通り商店会が主催するお祭り。商店街で子供向けゲーム、ストリートライブ他模擬店等を開催。

²⁷ まちなかアートプロジェクト連続セミナー第3回議事録。 <http://www.noborito.net/%7E%7Enoboritoyuuentai/>

37年間の施設の記憶を残すことを目的として、アートイベント「たまかんさよならパーティー」を開催することとなった。

(2) たまかんさよならパーティー

「たまかんさよならパーティー」の開催に先駆けて、Bo+Co.というアーティストにより、建物に現在進行形の言葉を書いた張り紙を設置する「ING計画」というアートプロジェクトが行われた。

プロジェクト開始当初は、関係機関との調整や、言葉の選定に苦勞し、また、地権者への影響等を行政側が懸念し、空き地への張り紙の設置許可がなかなか下りなかった。しかし、のぼりとゆうえん隊の協力もあり、登戸駅付近の商店街にも張り紙を設置できることとなり、舞台が一気に広がっていった。登戸駅周辺の店に、徐々に張り紙が増えていき、最後には、多摩区役所や登戸区画整理事務所を巻き込み、まちが現在進行形の言葉で埋め尽くされた。

このように、まちが一体となった雰囲気の中で、「たまかんさよならパーティー」は、「たまかん」とのサヨナラをテーマに、2006（平成18）年4月29日～5月14日に開催され、「かえっこバザール」というおもちゃの交換会、施設内の部屋や遊具を活かした作品、（保育園やこども文化センターといった施設が入っていたことから）子どもに関係した作品、アーティストとともに作品を作り上げるワークショップ、ダンス、演劇、音楽など、訪問者が楽しみながら「たまかん」の記憶を残せるようなものが行われた。アーティスト以外にも、市民グループや、保育園の保護者、大学の研究室が参加し、イベントを盛り立てた。



◎のぼりとゆうえん隊
商店街に設置された「ING計画」の張り紙

(3) 「たまかんさよならパーティー」の今後

「たまかんさよならパーティー」は、取り壊し予定の建物が舞台であったため、1度きりの開催であり、継続して行うことはできない。しかし、このアートプロジェクトを通して、すでにあるまちの資源の活用や、アートイベントの手法の開発が進み、また、商店街の人々、アーティスト、地域住民、区役所、「多摩川エコミュージアム」¹⁰や「ままとんきっず」¹¹といった市民活動団体間でのコミュニケーションという今後につながる財産が生まれた。例えば、前述の「ING計画」では、展示する言葉を決めていく過程で、アーティストと商店街の人々との交流が生まれた。また、今回参加した市民活動団体同士は、普段同じ地域にいながら違う分野で活動しているため接点がありませんでしたが、アートを通じて交流の機会ができた。

そして、「たまかん」に毎日通っていた保育園の保護者は、「何か思い出に残ることをやりたい。」といった思いを実現する機会を得ることができた。地域住民たちも、「まちが変わっていくかもしれない。」という期待を持つことができたという。

さらに、区役所が共催となることで、「たまかんさよならパーティー」に対する地域住民、他の市民活動団体、行政機関の協力を得やすくなった。また、区役所が「たまかん」の光熱費を負担し、利用許可を取る際には、管轄している部局との調整を行った。アートプロジェクトにとって、財政面でのサポートは、もちろん重要であるが、「プロジェクトを理解する」という精神面での支援も大きいのではないかと。行政のバックアップがあることで、地域住民や、関係機関の協力を得られる、新しい試みを行う際に活動しやすくなるといった利点がある。そういった点で、今回の試みは、行政の市民活動に対する支援のあり方にとって参考となるのではないだろうか。

「たまかんさよならパーティー」のようなイベントは、のぼりとゆうえん隊という、住民とアート、地域とアーティストをつなぐ存在がなければ開催できなかったのではないかと。新しいことを始める際には、マニュアルというものはなく、手探りの状態である。それでも、一歩前へ踏み出すことは、さらに発展していくために必要である。土地区画整理事業により、変わりゆくまちなみを前向きにとらえていく試みは、今後も持続して行われるであろう。

このように、「たまかんさよならパーティー」は、地域の住民や民間団体が交流を持つきっかけをつくり、まちに眠っている資源をまちの住民に知ってもらうという成果をもたらした。「まちを楽しくする」という目標に向けた着実なステップの第一歩となったのではないだろうか。

そして、現在、のぼりとゆうえん隊は、平成19年夏に開催予定の「noborito-map#2」

¹⁰ ホームページ <http://www.seseragikan.com/>

多摩川水系とその流域を含む地域の自然や歴史、文化を保全・継承して誰もが憩い、楽しく学び、活動出来る環境づくりに寄与することを目的としたNPO法人。

¹¹ ホームページ <http://www.mamaton.jp/>

子育て支援を目的とするNPO法人。子育て情報誌・ミニコミ誌等の発行制作、サロン、講座、メール相談、産後ヘルパーサポート、ママサポート、講師派遣、保育ボランティアなど事業は多岐にわたっている。

ポリト・アート・ストリート（仮称）」を企画中である。この取組は、「アサヒ・アート・フェスティバル 2007」²²の1プロジェクトとして選出され、助成金を受けたりホームページで紹介されたりしている。



◎のぼりとゆうえん録
たまかんさよならパーティーにて

²² <http://www.asahi-artfee.net/2007youkou/result.html>

アサヒビール芸術文化財団の助成により、実行委員会形式で開催されている。様々なアートプロジェクトを公募して、選出されたプロジェクトをアサヒ・アート・フェスティバルの一環として位置づけ、全国的に展開するイベントである。

第2節 かわさき現代彫刻展

かわさき現代彫刻展は、川崎区南渡田のテクノハブイノベーション川崎（以下、THINKという。）を主会場として、2004（平成16）年から行われている。初年は5人の作家がTHINK内のアウマンの家周辺広場等に出品したが、年々規模を拡大し、第3回目の2006（平成18）年には、近隣の中学校・高等学校を含む20人（組）による出品のほか、イベントも多数開催された。第2節では、地域を中心としたアートイベントであるかわさき現代彫刻展について述べる。

1 開催に至るまでの経緯

THINKがある川崎区南渡田地区は、2002（平成14）年に国の都市再生緊急整備地域に指定された浜川崎地区の中心にあり、日本鋼管株式会社（NKK）発祥の地でもある。2002（平成14）年9月にNKKと川崎製鉄が経営統合し、2003（平成15）年にJFEエンジニアリング株式会社が設立されると、JFEグループは既存の研究開発支援機能を活用し、新事業の創出、新分野進出への支援や産学連携共同研究を実現するサイエンスパークとして施設を整備、2004（平成16年）5月に9ヘクタールの敷地を持つ川崎市内第3のサイエンスパーク「THINK」としてオープンした。



©Studio FACTORY

アウマンの家

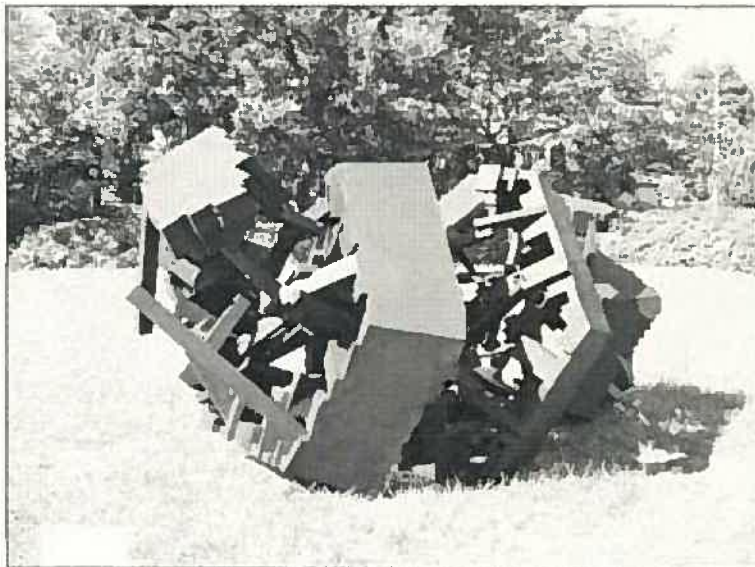
このTHINKの正門入ってすぐの場所に木造モルタル造の洋館「アウマンの家」がある。アウマンの家とは、JFEの前身である日本鋼管株式会社が1912（明治45）年に創業した際、ドイツから職工長として招いたアウグスト・アウマン氏が1918（大正7）年まで居住していた住居である。アウマンの家はNKKのセキュリティエリア内にあったため、NKK

関係者以外の一般の市民にとってはなじみの薄い施設であったが、2004（平成 16）年に THINK の敷地が一般開放されると、市民も訪れることができるようになった。その後、アウマンの家の前庭にあった診療所が移転したため、アウマンの家周辺は、芝生が豊かに広がる広場となった。アウマンの家の内部は、現在は一般市民も利用できる食堂となっている。

THINK の知名度を上げるために、このアウマンの家周辺を舞台として、地域の人々を巻き込んだアートイベントが何かできないものかと JFE 都市開発株式会社が発案、川崎区などとともにより計画を練り、地域に拠点を置く芸術家の協力を得て、「かわさき現代彫刻展 2004」が誕生したのである。

2 かわさき現代彫刻展の発展

第 1 回目のかわさき現代彫刻展は 130 万円の予算という苦しい財政状況下、5 人の作家に出品してもらい、成功を収めることができた。2 年目以降は、市民参加をもっと積極的に進めるということで JFE 21 世紀財団から補助が出て、内容もボリュームが増し、芸術家同士のネットワークを通じて出品作家を募り、第 3 回目に至っては地域の中学校・高等学校を含む 20 人（組）が参加することとなった。また、多くの市民に会場してもらうため、作品展示だけでなく、ライブやダンスなどのイベントも多数企画し、20 人（組）が出演した。出品者及び出演者の増加にしたがって、会場も規模を拡大し、第 2 回目以降は THINK 内だけでなく浜川崎地区の公園や旧神奈川県立川崎南高校、特別養護老人ホーム「ピオラ川崎」、トンネルや空き地などもアートの舞台となった。これらの会場を効率よく回るため、無料レンタサイクル「Re・Cycling」が提供された。



かわさき現代彫刻展 2006（樋口正一郎「トルネード型パブルの塔」）

かわさき現代彫刻展のこのような発展の理由としては、事業実施の手法が変化したことによるものが大きい。第1回目は、JFEと川崎区役所が中心となって開催したが、芸術家の協力がなければ成功しえなかった。そこで、第2回目以降は、第1回目でも多大な協力をいただいた渡辺治建築都市設計事務所所長の渡辺治氏に事業委託されることとなったのである。

3 発展の理由 ～渡辺治建築都市設計事務所～

渡辺治氏は、川崎区綱管通の産業道路近くのビルに事務所を置く一級建築士であると同時に、アーティスト達の支援者でもある。設計事務所の階下スペースには発表のスペースや宿泊スペースがあり、年間のべ1000人以上の国内外の芸術家が滞在する「たまり場」のようになっている。このスペース及びそこに頻りに集うアーティスト達は「川崎FACTORY」と呼ばれているが、渡辺氏のビルでは、川崎FACTORYによって演劇やダンス、ライブなどが繰り広げられているのである。また、地域住民とアーティスト達との交流を常に図っている。例えば、1階の工房スペースには、地元の子供達も頻りに訪れ、絵を描いたり工作をしていく。日常空間を舞台として、自由な発想で行われる「アート」を地域の人々に親しませ、アートを「日常感あふれる楽しいこと」にしようとしているように見える。渡辺氏も自身のホームページ²³に、「私達は、幼稚園や保育園といった「子どもを育てる現場」や、高齢者の「積極的に生きる現場」と常に接しており、また、同時に地域での芸術活動を支援しながら、地域文化を形成させるというまちづくりに取り組んでいます」と述べている。渡辺氏のいう「まちづくり」とは、『コミュニティの本来の機能を取り戻す作業』かつ『まなび、おしえる喜びを取り戻す作業』²⁴のことである。つまり、大量消費を基礎にした社会ではなく、人々のつながりの中で教育・文化・防犯・防災・介護などが担われる社会を目指しており、「生きているまち」である浜川崎・桜本のいわゆる「おおひん地区」の個性を大切にしながら、地域独自の文化をつくること、アートや教育産業を発展させるとともに、子ども達や地域活動、文化人たちの居場所をつくらうとしているのである。

一方、行政に対して求めることは「一人ひとりのアーティストの価値をわかってもらうこと」だと言う。渡辺氏は、行政からの補助金に頼りすぎると自立できなくなること、行



◎川崎FACTORY

渡辺治建築都市設計事務所

²³ <http://www.owat.net>

²⁴ 渡辺治「芸術文化によるまちづくりーはげます、そだてる、いたわるー」2007年2月

政の担当者はしょっちゅう変わるのを説明に時間がかかることを挙げ、「お金は出せなくても何でも支援する」と言い切ってくれる行政内のキーパーソンの重要性を語った。

このように、渡辺氏は、地域と芸術家を結びつけ、また、地域や芸術家が求めるものを行政に伝え、行政から必要な支援を引き出し、逆に行政にアートを浸透させるという重要な役割を果たしている。アートを介して異なる他者をつなぐ「まちづくりコーディネーター」と言うこともできる。

なぜ渡辺氏に事業委託したことで、かわさき現代彫刻展が発展したのか。それは、渡辺氏が芸術家のネットワークの要となる位置にいる人物であり、また、地域に根ざしたアート活動を日常的に行っているからであり、多くの芸術家と地域を結びつけて、芸術と地域を交流させる力を持っているからである。このような力を持つ人物に委託することにより、かわさき現代彫刻展は、一企業や行政ができる範囲を超えて、地域全体が活性化するイベントとなることができたのである。



©川崎 FACTORY

「川崎 FACTORY」初リサイタル



©川崎 FACTORY

ケンタロー氏による子どものワークショップ

第4章 海外調査報告

本報告書の目的は、研究テーマである文化政策について、本市の現状と課題を踏まえ、海外の先進的な事例研究を通して、市政への政策提言を行うことである。

海外調査先の選定にあたっては、行政による文化芸術振興のための政策方針が明確であり、その効果がはっきりとした形で現れている国又は自治体という視点で選定した。

訪問した海外調査先は、日本でも「フォル・ジョルネ」の開催で一躍有名となったフランスの地方都市ナントと、ウィーンやパリと並んで芸術の都として名高いダブリンを首都とするアイルランドである。

第4章の構成

第1節 ナント	
1	ナント市役所（文化局）
2	リュウ・ユニーク
3	ロワイヤル・ド・リュクス
4	ロワール・アトランティック文化の家
第2節 アイルランド（ダブリン）	
1	アイルランド文化・観光・スポーツ省
2	プレイキング・グラウンド ～バリマン地区における取組～
3	テンプル・バー文化トラスト
4	アイルランドの美術館

第1節 ナント

ナントは、ロワール川の河口にあるフランスで6番目に大きい都市で、市の人口は約28万人、近郊の都市圏を併せると約54万人である。

16～18世紀にかけて、フランス最大の貿易港として栄えたことで知られている。造船業を柱とした工業都市として発展したナントだが、1980年代には港湾機能の移転により、市内の造船所は閉鎖、移転に追い込まれ、失業者が増加するなどの状況に陥った。当時、衰退した都市を再生するために文化政策を柱とすることを公約に市長選に出馬したのが、現ナント市長のジャン＝マルク・エロー（Jean-Marc Ayrault）氏である。

現在、ナントは、積極的な文化事業の実施により、フランスの雑誌アンケート³⁵では、フランスで最も住みたい街として知られている。



街並みは整然としており、トラム等の公共交通機関の整備が充実している。



大規模コンベンションセンター
様々な芸術イベントの会場にもなる。



オペラ座 規模はそれほど大きくないが、毎晩オペラやバレエ公演が行われる市民自慢の歌劇場だ。



ブルターニュ大公城 大幅な改築が行われ、歴史博物館や夜間ライトアップのための設備が新たに備えられた。

³⁵ フランスの雑誌「ル・ポアン」が毎年行っている「フランスのどこに住るのがよいか」という特集。ナントは2003年、2004年と2年連続で1位であった（2005年は4位）。

1 ナント市役所（文化局）

（1）文化局の組織と予算

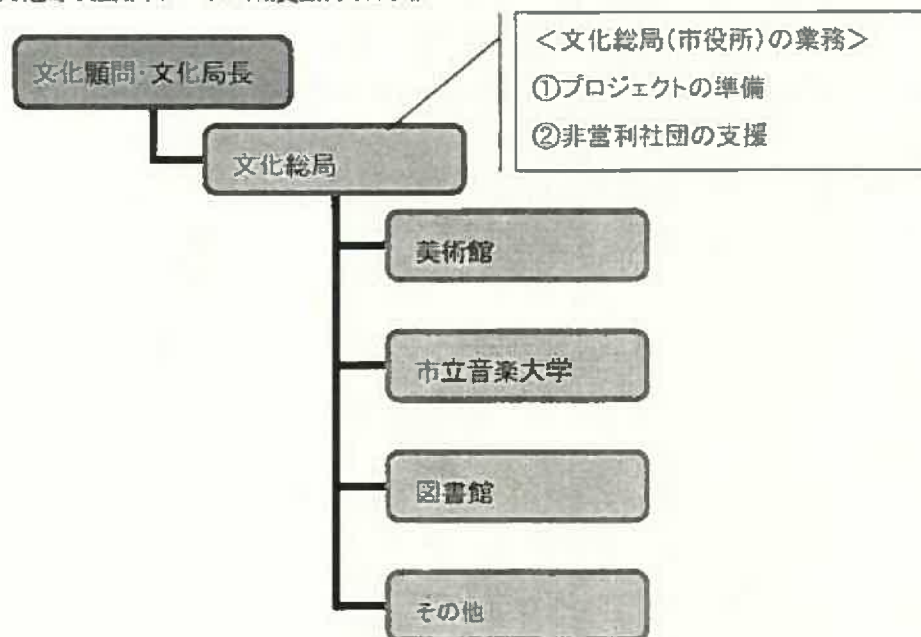
ナント市の文化政策を先導してきたのは、ナント市の文化局である。文化局は市立の図書館、美術館、音楽学校等の全ての文化施設・機関を含む組織であり、それらを統括しているセクションが、文化総局である。ジャン＝ルイ・ボナン（Jean-Louis Bonnin）文化顧問からの聞き取り調査によると、文化局の職員は約 600 人で、文化に関する市の予算は以下のとおりである。

【表 4-1】 ナント市の予算（ボナン氏からの聞き取りによる）

文化	4,200 万ユーロ（約 65 億円）	15%（全体予算に占める割合）
市全体予算額	2 億 8,000 万ユーロ（約 434 億円）	100%

ちなみに、川崎市の 2005 年度の文化予算は約 66 億円³⁵である。ナント市の文化局には、学校の警備員や掃除担当者の人数も含まれるものの、文化局の職員数が 600 人ということからも、いかにナント市が文化に人と予算を注入しているかがわかる。

【図 4-1】 ナント市文化局の組織イメージ（職員数約 600 人）



³⁵ 市民費における市民文化費と教育委員会の社会教育費の合計額（予算ベース）を比較参考額として掲載した。

(2) ナント市の文化政策

ア 方針

現在のエロー市長が市長選挙に初当選した当時のナント市は、造船所や様々な企業の市外移転等により、市民に悲壮感が漂っていたという。そこで、市民に活力を与えるための方策として文化政策を選択したのだが、市は、文化政策を進めるにあたって、以下の3つの方針を掲げた。

【表4-2】 ナント市文化政策 3つの方針（ボナン氏からの聞き取りによる）

①文化財を大切にすること
→オペラ座の整備、ブルターニュ大公城 ³⁷ の改築
②(他の自治体とは違った)革新的・独自性のある事業を展開すること
→産業廃施設を文化施設に転用・再生させたリュウ・ユニーク
③「ロワイヤル・ド・リュクス」の誘致
→閉鎖された空間（屋内劇場）で芝居をするのではなく、屋外でパフォーマンスを行うことにより、5000人規模の人を市の中心部に集めることができる。

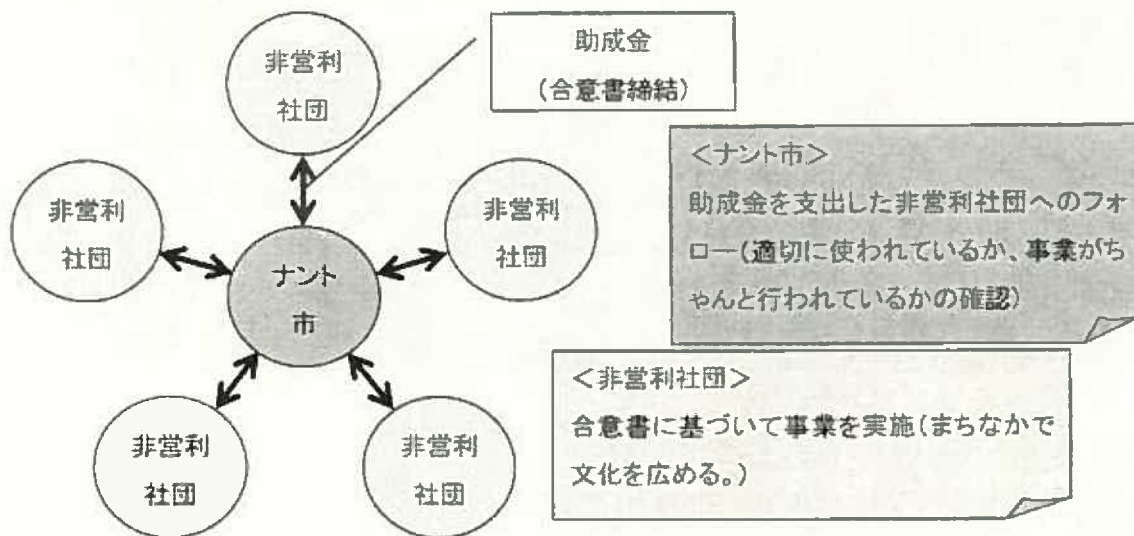
イ 芸術系非営利団体の支援

ナント市文化局の業務の特徴として、全体の文化予算に占めるアート関連の非営利団体³⁸（日本における文化関連の市民団体、もしくはアートNPOに該当するもの）に対する助成金の割合が高いことが挙げられる。市の文化予算のうち、非営利団体への助成金が1,100万ユーロ（約17億円）を占めている。市が目指す文化政策に沿った事業を非営利団体に積極的に委ねる（あるいは非営利団体が行う事業を支援する）ことにより、事業実施の主体者として芸術家、文化団体、そして市民を位置づけているといえるだろう。

³⁷ ナント市中心部にある。16世紀に「ナントの勅令」の舞台となったことで知られる。改築工事は終了し、大規模な歴史博物館が併設された。

³⁸ フランスにおいても、社会福祉、文化活動をはじめとする多くの分野で、民間の自発的に結成された団体が幅広い活動を展開しており、地方行政との間に多様な関係を結んでいる。民間組織には営利団体も非営利団体もあるが、非営利団体の場合には、そのほとんどが1901年7月1日「結社契約法」（一般に「1901年法」などと略称される。）に定める手続きによって設立された非営利団体（association）である。この法律は、もともと各種の活動を行う市民団体等に法人格を付与するものであり、2人以上が協議し、団体の名称、設立目的等を国に届け出れば、法人格が用意に取得できる仕組みになっている。『フランスの地方自治』自治体国際化協会、2002年、121頁。http://www.clair.or.jp/forum/series/pdf/06.pdf

【図 4-2】 ナント市の非営利団体支援による文化振興策（イメージ）



ウ 芸術フェスティバル

我々が訪問したときは、ちょうど「三大陸映画祭」が実施されている真最中であった。三大陸映画祭は、市内中心部のシネコンや小さなミニシアターを会場に中南米、アフリカ、アジア³⁹の秀作映画を上映する歴史ある映画祭である（コンペも行われる）。街中の至るところに映画祭の看板やポスターが掲げられ、映画祭の雰囲気は街全体で演出している感じであった。

ほかにもナントには「フォル・ジョルネ（La Folle Journée）」⁴⁰という有名なクラシック音楽のフェスティバルがある。誰でも気軽にクラシックコンサートを楽しめるようにチケット料金を低価格（又は無料）に設定していることと毎年テーマ（作曲家）を設定することが大きな特徴である。2005（平成17）年には東京でも開催された。

日本の地方都市では、郊外型ショッピングセンターによる市中心部の空洞化⁴¹が問題となっているが、ナントも同じような状況があるという。こういった大規模芸術フェスティバルの開催は、人を街の中心部に呼び込み、街の中心部の活性化が図られるという効果もある。

³⁹ ナントは、17世紀に奴隷貿易の拠点として発展したという負の歴史がある。三大陸映画祭は、その経緯を踏まえて、欧米以外の三大陸に焦点を当てているという側面もあるようだ。また、ボナン文化顧問が「多文化との交流」「文化の多様性」という点をしきりに強調していたが、本映画祭の趣旨は、ナント市の文化政策の方針と合致している。

⁴⁰ 「熱狂の日」を意味する音楽イベント。2005（平成17）年には東京国際フォーラムで開催された。なお、2007（平成19）年も4月29日から5月6日まで東京丸の内周辺及び東京国際フォーラムで開催予定である。http://www.ti-forum.co.jp/lj/

⁴¹ 日本でも郊外型のショッピングセンターには、集客の目玉として、シネマコンプレックスが併設されるケースが増えてきた。これにより、街の中心部にある昔ながらの映画館が廃館に追い込まれるケースが後をたない。昨今では、日本映画が活況を呈しているが、シネマコンプレックスで上映される映画は集客が望める一部の限定された作品が中心となっている。ナントにおいても、シネコンの進出により廃館の危機にあったアート系の映画を上映するミニシアターがあったが、市はそのミニシアターの芸術的価値を認め、運営資金を助成するとともに、アート系非営利団体に運営を委託しているということである。



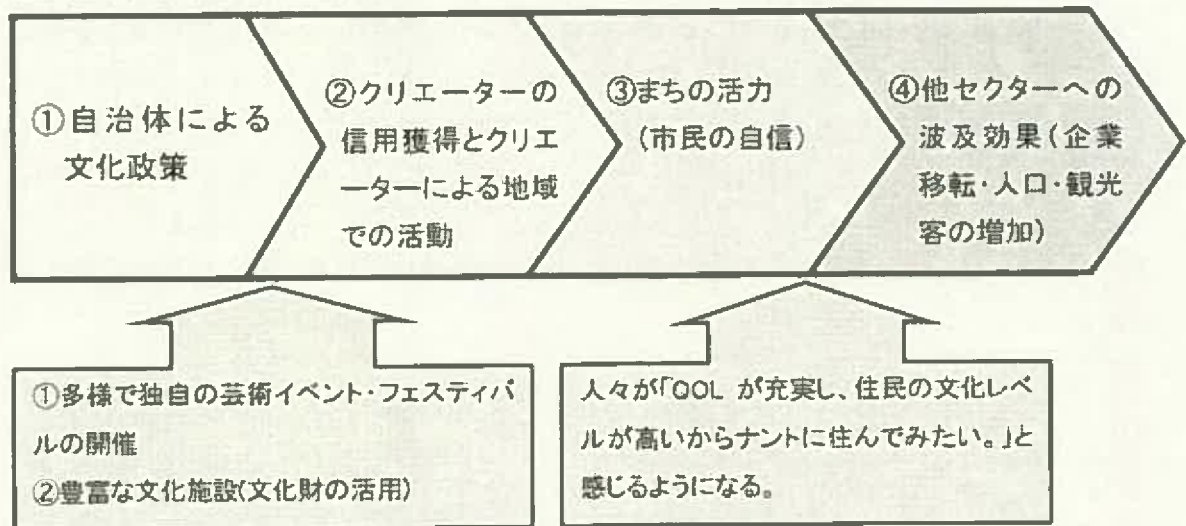
三大陸映画祭の会場（映画館）とまちの至る場所に飾られた看板

(3) 文化政策の効果と今後の展開

造船所の移転や工場閉鎖により経済的な苦境に陥っていたナントは、積極的な文化政策により、現在では見事にまちの活力を取り戻している。雑誌のアンケートではフランスで最も住みたい街に選出されている。また、文化政策の積極的な展開以降、ナントでは、サービス産業従事者と若者人口の増加、企業本社の移転という経済効果もでてきている⁴¹。自治体の積極的な文化政策により、市民とまちが活力を得た成功例と言えるであろう。

ナント市では、今後も積極的に文化政策を展開するとしている。ポナン氏によるとナント島の再開発や音楽ホール（客席 8500 席）の建設、青少年の音楽育成などが既に市長の公約（あるいは今後の公約予定）になっているという。

【図 4-3】 ナント市における文化相乗効果イメージ（ポナン氏からの聞き取りより）



⁴¹ 菅野幸子「フランス 甦るナント—都市再生への挑戦」『文化による都市再生—欧州の事例から』国際交流基金、2004年、38頁。

2 リュー・ユニーク (Le Lieu Unique, Scène Nationale de Nantes)

(1) 施設の概要

「リュー・ユニーク」は、フランスの有名なビスケットメーカーLUの工場跡を改修し、2001(平成13)年に開設された文化芸術施設である。ジャン・ブレーズ(Jean Blaise)会長によると、施設の使命は「あらゆるジャンルの現代文化を市民に提供する」ことである。正式名称に国立舞台(Scène Nationale)とあるように、国の文化省からの助成を受けているが、ナント市からの助成も受けている。年間の管理運営費は約500万ユーロ(約7億7,500万円)で、収入の75%は国や市からの助成金ということである。施設内容は以下のとおりである。

【表4-3】リュー・ユニーク施設内容

アート関連施設	
①ホール	客席500席のホール(演劇、ダンス等で使用可能)。可動客席(組みたて形式)なので、フラット空間での使用も可能
②ギャラリー・スペース	美術作品(現代アートが多い)の展示等で使用可能
③アーティスト・イン・レジデンス・スペース	施設内で使われていないスペースを、芸術家が創作スペースとして長期間占有して使用できるように貸出
その他の施設(一般民間企業が営業)	
④レストラン	常時営業(深夜遅くまで営業)
⑤バー	常時営業(深夜遅くまで営業)
⑥ショップ	アートに関連するグッズ、アート作品を販売
⑦保育所	保育園
⑧ハマム	トルコ式公衆浴場



ホール内部 様々な舞台芸術が毎日上演されている。



ギャラリー・スペース 美術作品の展示スペースである。内装は工場当時の雰囲気のまま。

(2) 施設の特徴

施設の特徴を挙げると以下の3つに集約できるのではないと思われる。

- | |
|---|
| ①積極的に自主事業を展開している。(事業) |
| ②バーやレストランなどアートと直接的には関係のない機能が併設されている。(併設機能) |
| ③歴史的に価値のある産業遺産を基本的にそのままの形で文化施設に転用している。(産業遺産の転用) |

ア 事業

プログラムを見ると、ホールでは演劇やダンスの上演を、ギャラリー・スペースでは現代アート作品の企画展示を中心に行っていることが多いようだ。施設提供事業(貸館)の割合は非常に少なく、施設自らが企画・制作する公演や事業をどんどんと展開し、常時、この施設では何か催し物が行われて、人が集まってくるという状況を作り出している。

イ 併設機能

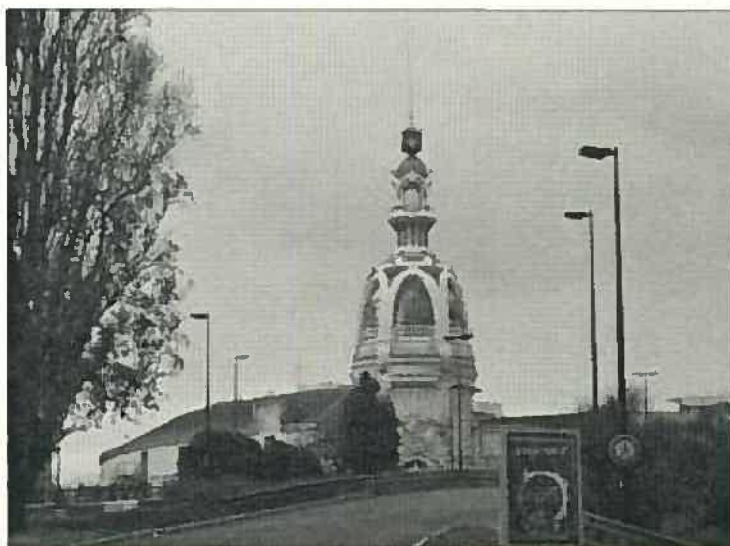
一般的に文化ホールに入ると、まずはホワイエ(玄関)空間があり、ホールに入場する人が入場を待つためのスペースとなるものだが、この施設の場合、ホワイエ空間はバーとレストランになっていて、ホールの催し物に来る客とバーにお酒を飲みに来る客、レストランに食事に来る客が混在した独特のコミュニケーション・スペースになっている。文化芸術施設と聞くと、何か高尚な感じを受けて行くことをためらう人が芸術先進国フランスにも少なからず存在するようだが、アートに興味のない市民も気軽に入りやすい雰囲気になっているのである。ブレース会長は「様々なカテゴリーの大衆を混ぜる」と表現をしていたが、我々が訪問した時は建設中であったハمام(トルコ式公衆浴場)が既に営業を開始しており、更なる違ったカテゴリーの大衆がこの施設に混ざってきていることだろう。



施設のホワイエ空間はバーとレストランになっている。

ウ 産業遺産の転用

リュー・ユニークの成功は2つの良い効果をまちと市民に与えていると思われる。1つは文化遺産・産業遺産の保護であり、もう1つは市民の文化芸術の振興である。ブレース会長がこの工場跡は市民にとっての「記憶の場所」だと言っていたが、その記憶の場所が消滅することは、市民にとって悲しいことであつたに違いない。またこのような歴史的な建築物はアーティストや市民の創造力をかきたてるという。単に芝居をする、演奏をするなどの上演者の使い勝手だけを考えれば、新しく建設する施設のほうが良いだろうが、歴史的な建築物には、人の創造力をかきたてるアーティストックな場所になり得る要素があるようだ。現に日本においても、紡績工場跡を芸術創作施設に転用した金沢市の「金沢市民芸術村」、歴史的建築物でもあった廃小学校跡を芸術創作施設に転用した京都市の「京都芸術センター」、歴史的建造物である銀行跡を芸術施設に転用した横浜市の「BankART」など、役目の終わった文化的に価値のある遺産を文化施設に転用した施設があるが、ナント市とこれらの都市間交流が盛んであるのは偶然ではないだろう。



施設の外観 まちの象徴である塔が象徴的だ。

3 ロワイヤル・ド・リュクス (Royal de Luxe)

(1) 団体概要

ロワイヤル・ド・リュクスは、一般的な演劇集団とは違い、劇場やホールでの上演ではなく、まちの至る場所（屋外）で、巨大な大仕掛けの人形を使い、パフォーマンスをすることで知られている。ナント市を拠点とし、フランス国内はもとより、海外都市での上演実績が多数あり、2005（平成17）年に行われたロンドン公演では4日間で3万～4万人の観客を集め、大きな注目を集めた。

この劇団は、「芝居という分野は一部の人に向けてしか発信されていない（一部の人にしか届いていない）」という問題意識から、「全ての市民と交流する。」「大衆文化の新たな形式を見つける。」という理念で1979（昭和54）年に設立された。その理念を基に、劇団では演目の原則として、以下の2つを掲げている。

- ①屋外で上演すること（道路、市街地空間などで上演すること）
- ②鑑賞料金などは無料とすること

(2) 地域との関係及び効果

本劇団は1990（平成2）年にナントに拠点を移している。当時、劇団では、演目に巨大な人形を使用するため、大きな作業場と広大な稽古場を捜していた。ナントには、その条件にぴったりと合う場所があったということと、市からも奨励されたことから、ナントへの移転を決めたということである。

まちなかで上演するという事は、道路を通行止めにするなど、行政とうまく連携することが必須であるが、本劇団の理念や活動内容は、ナント市の文化政策と合致したこともあって、市は劇団の活動に最適な場所を提供したり、運営費を助成するなどの積極的な支援を行っている。

巨大な人形によるパフォーマンスが、まちの全てを占拠する光景は、ナントという都市を説明するときには必ず紹介されるまちのシンボリックなイベントとなった。まちの中心部を活性化させたいという行政側の意向と劇団の理念が合致したことにより、芸術団体と自治体との理想的なパートナーシップがとられているといえるだろう。



ナント市での上演の様子 圧倒的なスケールの大きさと、ものすごい数の聴衆である。
写真：ナント市提供 <http://www.nantes.fr>

4 ロワール・アトランティック文化の家

(Maison de la Culture de Loire-Atlantique: MCLA)

(1) 施設設置の経緯

1950年代にフランスの初代文化大臣 A.マルローが国内の各地に「演劇・音楽・視覚芸術・映画・文学など多分野の芸術文化活動を一つの屋根の下で多角的に展開し、広く市民を巻き込もうとする」⁴³ために「文化の家」の建設を計画したことに端を発する。MCLA はロワール・アトランティック県に1975（昭和50）年に設置された。

(2) 施設の概要

大小2つのホールで構成されている文化施設である。職員は常勤が41名で、学校に出向き教育プログラムを行うアーティストが4人常勤している。財源は、国や県、市からの助成とホールの入場料収入である。年間入場者数は10万人となっている。



大ホール。舞台が非常に広い。利用者の使い勝手がよさそうである。

(3) 事業内容

大小2つのホールで行う演目を企画しており、1年に250~300演目上演されている。演目は主に芝居で、全体の演目の75%を占めるが、音楽やダンスのプログラムも行われている。目標として、①地域に密着した活動を行い住民全員が文化に接することができること、②ホールが老若男女の観客で埋まることを挙げている。そのため幾つかの選択肢（=様々な演目）を提示し興味を持たせるとともに、芝居は自分たちの生活の範囲のものだという認識を持つように演目に配慮している。

(4) 教育プログラム

MCLAの主な活動は演目の企画、ホール運営であるが、最近では青少年への教育プログラムに力を入れている。6年前から学校への教育プログラムを実践しており、単に鑑賞するだけではなく、自分の言葉で感想を述べることで批判する精神を育て、将来的に文化に接していけるように欲求を高めさせることを目的としている。プログラムは学校のネットワークを通じて行われているが、実は青少年と文化の間に立つ者、つまり青少年に対し文化を伝えられる者は、家族、学校の教師などの中にもあまりいないのが現状である。そのため、MCLAでは、学校での授業を通じて、教育プログラムを実施している。

⁴³ 後藤和子編『文化政策学』有斐閣、2001年、37頁（河島伸子執筆）。

ア 青少年向け教育プログラム

県内の小学生、中学生が対象であるが、プログラムの質を維持するため毎年すべての学校を指導するのではなく、1年に指導する学校数を限定している。

小学生については、年間 60 校、4000 人の児童が訪れており、プログラム用に特別に 4 演目用意されている。

中学生については、年間 25 校、2200 人の生徒が訪れている。鑑賞と役者や舞台技術者との交流が中心のプログラムとなっているが、1回の上演で 200 人を超えないよう配慮している。

高校生に対しては、演目を特別に用意している訳ではないが、教育目的として年間 1 万 5000 人が訪れている。

事前準備として、MCLA では制作者がどのように舞台を作っているかといった舞台裏を紹介した内容の DVD を送り、教師が学校で授業を行う。また、ホールを見学する際には 3 人の技術者（照明・舞台・音響）が舞台裏について説明している。これは、芝居は文章だけでできているのではないということ子どもたちに実際に見聞きして感じてもらい、舞台について理解を深めることができるようにするためである。

イ 中学校教師向け研修

国でも教師への教育プログラムを行っているが、そのプログラムをより深く理解できるよう教師向けに研修を実施している。これには、教師とアーティストが交流することで青少年に接する者が皆同じ目標を持つようにするといった目的も含まれている。

講師は MCLA に出向している教師とアーティストである。研修内容は 2 段階に分かれており、まず、アーティストから「役者の世界とはどのようなものか」といった内容の説明を受けた後、アーティストと教師が交流する場を設けている。次に、MCLA に出向している教師が「どのように芝居を書いているか」といった内容について教育面から研修を行っている。

研修以外でも、教師がプロのアーティストとコンタクトを取れるようになっている。

このように、青少年と接する教師に文化を理解してもらうことで、教育プログラムをより効果的なものにしていく。

第2節 アイルランド (ダブリン)

アイルランドは、北海道とほぼ同じ面積の小さな国家で、人口は約390万人である。1990（平成2）年以降、IT産業の発展に伴い、現在好景気に沸いている。また、その首都ダブリンは、1000年を越える歴史と伝統があり、多くの有名な芸術家や作家、音楽家が生まれてきたという土壌がある。



演劇が盛んで、多数の劇場がある



ダブリン市の中心、オコンネル・ストリート

1 アイルランド文化・スポーツ・観光省 ～パーセント・フォー・アート施策～

(1) パーセント・フォー・アート施策 (Per Cent For Art Scheme)

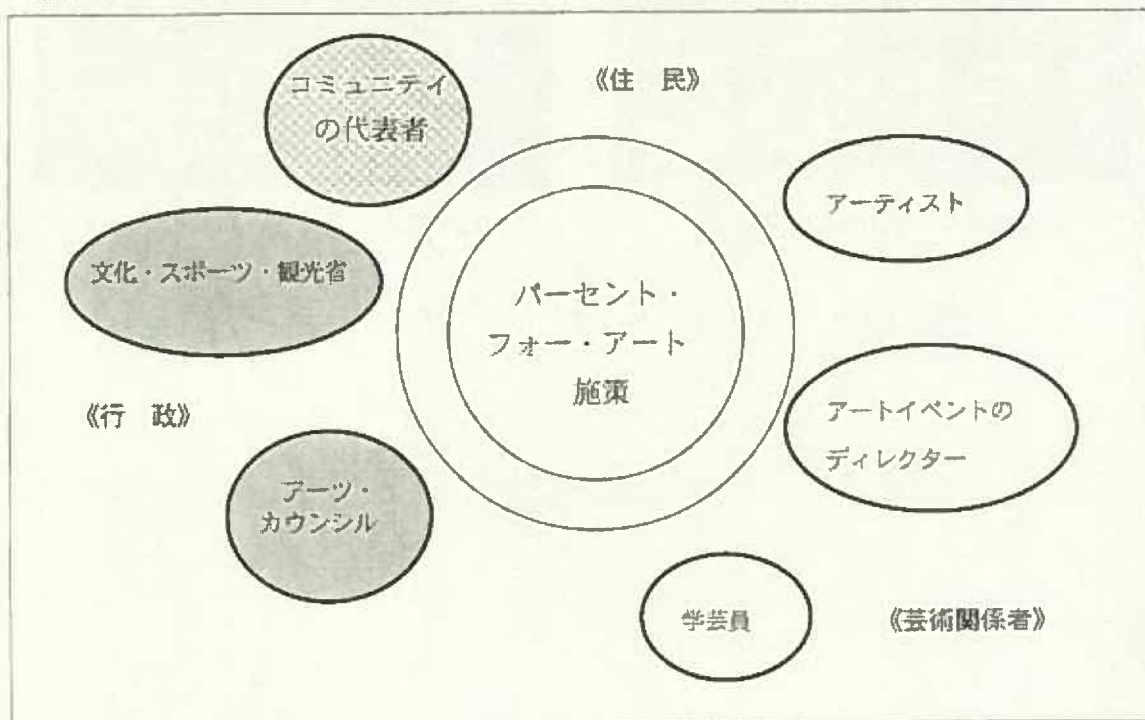
パーセント・フォー・アート施策とは、公共事業の際に建設予算の1%⁴⁴に相当する金額をアートのために提供する、アイルランドで実施されている施策である。この施策をより住民に意味のある形で実施するためにガイドラインが2004(平成16)年に作成された。ガイドラインでは、作品の計画から完成後の評価といった制作過程に焦点が当てられている。

(2) ガイドラインについて

ア ガイドライン策定の経緯

パーセント・フォー・アート施策を実施していく中で、政府や自治体、アーティストから、「芸術作品を制作したことのない未経験者ではどのような作品が良いのかが分からないのではないか」、「芸術の予算も建築に使われてしまうのではないか」といった疑問が生じてきていた。また、ガイドライン策定以前から、建設予算を持つ省庁では個別に実施計画が作られていたが、各省庁によって内容が違っていたため、2004(平成16)年に統一したガイドラインが策定されるに至った。

ガイドラインの策定には、コミュニティの代表者、アーティスト、文化・スポーツ・観光省、アーツ・カウンシル⁴⁵が参加しており、様々な立場の意見が反映されている。



【図4-4】ガイドライン策定における関係者

⁴⁴ 建築予算の規模が大きい場合は、アートのために提供される金額は1%未満となる。最高額は64,000ユーロである。

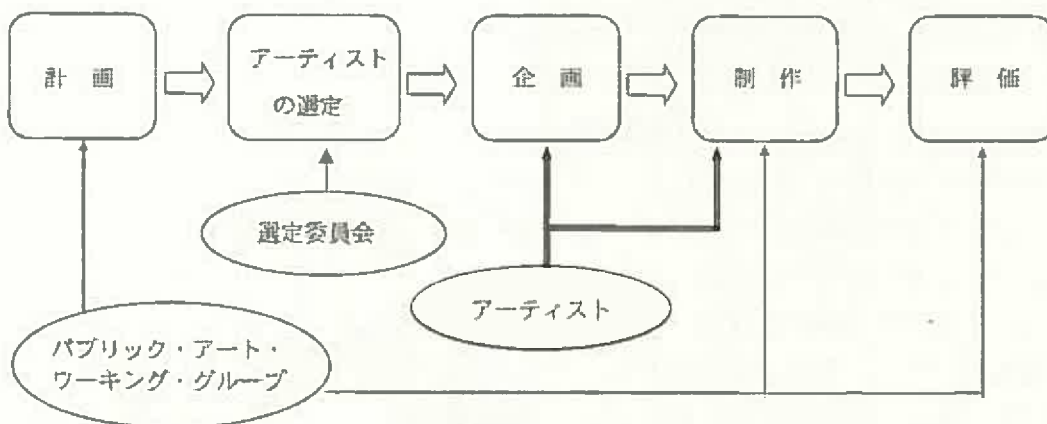
⁴⁵ 政府とは距離をおいて活動している独立した非政治的な組織。芸術を発展、維持奨励し、国民が芸術を楽しむようにするという目的で運営されている。

イ 目的

このガイドラインの目的は、①全国共通のアプローチを提供することで、手続きが明確で一貫性を持ったものとなるようにすること、②計画、アーティストの選択、制作後の評価が公平なものとなるようにすることである。また、このガイドラインを実施することによって、住民に対しては日常の中でアートに触れる機会を増やす効果が、アーティストに対しては制作した作品に対する住民の反応を感じることができるといった効果がある。

ウ 概要

ガイドラインは、作品が完成するまでの過程を次のように5段階に分けている。



【図4-5】パーセント・フォー・アート施策における作品が完成するまでの過程

(ア) 計画

計画段階ではパブリック・アート・ワーキング・グループ (Public Art Working Group) が設置される。このメンバーにはアーティスト、キュレーター⁴⁶、建築事業の管理者、立案チームの代表者 (建築家など)、建築物の利用者、地域住民が参加することが望ましいとされている。パブリック・アート・ワーキング・グループは、プロジェクトの目的や目標、アーティストを選ぶ方法や基準を設定し、次のアーティスト選定委員会のメンバーを決定することを主な役割としている。また、この段階で、広報計画や予算、作品の保険、作品完成後の評価方法について決められる。

(イ) アーティストの選定

パブリック・アートの制作を依頼するアーティストは、選定委員会で決定される。委員会のメンバーは最低4人必要である。パブリック・アート・ワーキング・グループから選ぶことも可能であるが、実際に活動しているアーティストやキュレーターが参加することが望ましいとされている。選定方法は計画段階で決められるが、①プレゼンテーション、②候補者リストを作成後プレゼンテーション、③プロジェクトの目的や目標に合うアーテ

⁴⁶ 博物館・美術館などの、展覧会の企画・構成・運営などをつかさどる専門職。また、一般に管理責任者。

リストに依頼、のいずれかを選択することになっている。

(ウ) 企画

アーティストが参加しプロジェクトの具体的な企画が始まるが、この段階でプロジェクトの目的や目標を再確認し、現実的に予算内で制作可能な状態まで練り上げる。

(エ) 制作

正式な契約を経て制作にとりかかることとなる。パブリック・アート・ワーキング・グループは、計画段階で決められた通りに進められているかを定期的に確認する。

(オ) 評価

完成後のプロジェクトへの評価であるが、評価内容は、「プロジェクトの目的は達成されたか」というプロジェクト自体の評価から「住民やアーティストの未来像は達成されたか」といった参加者自身の達成度にまで及んでいる。

(3) パーセント・フォー・アート施策の効果

このような過程を経てパーセント・フォー・アート施策が実施されているが、住民が作品の計画段階から関わるようになり、変化が起きたという。それは、住民同士がアートについて話すようになり、何かしら反応が出るようになったということである。例えば、あるまちで彫刻設置が決定したところ、住民から反対運動が起こり、地域でどのような作品を制作するかを決めることとなった。このガイドラインは、住民がアートに接する環境を作るサポート役を担っており、今後も2年ごとに見直しを図りながら継続的に実施していく予定である。



アイルランド文化・スポーツ・観光省にて

ガイドライン策定当初は、建設予算の一部ということで、常設の屋外彫刻といった作品が多く見られたが、ここ数年、彫刻を離れ、音楽や文学、演劇、映画、ダンスなど、より多くの住民が制作過程から参加でき、実演できる分野にも広がっている。また、パーセント・フォー・アート施策をきっかけに、単に作品を作るだけでなく、地域の特性を活かした作品を制作しようという試みが見られるようになってきており、アートの持つ効用が注目されている。

2 ブレイキング・グラウンド (Breaking Ground) ～バリマン地区における取組～

(1) バリマン地区とは

バリマン地区は、ダブリンの中心部から約7キロ離れた場所にある低所得層用の団地が建ち並ぶ地区である。1966(昭和41)年から1969(昭和44)年の間に国家建設局(National Buildings Agency)によって建設され、7棟の15階建タワー、19棟の8階建団地、10棟の4階建アパート、400の戸建住宅に1万5千人から2万人が居住する地域として整備された。当初は交通や買い物等の利便性のよいモダンな地区として、都心の貧しいテラスハウスやスラム街撤去地区から多くの人々が入居した。

ところが、1970年代に入ると、高層アパートから転居する者が続出して空き住戸が激増、これらを公営住宅の入居待ちをしている人々に開放したことで住民の入れ替わりが進んだ。建物も、老朽化と停滞する経済状況のためセントラルヒーティングや風呂トイレの整備も不十分のまま放置され、バリマンは荒廃していった。バリマン地区は「機能不全を起こした一角」といわれるほどスラム化し、麻薬やアルコールの問題に結び付けられて語られる悪評高い場所となっていったのである⁴¹。



老朽化した高層アパート

⁴¹ 吉本光宏監修・国際交流基金編『アート戦略都市—EU・日本のクリエイティブシティ』鹿島出版会、2006年、30頁。

(2) バリマン地区の再開発

1984 (昭和 59) 年にバリマンにおける問題に対処するための企画が始まり、1987 (昭和 62) 年に、①物理的環境の向上、②治安の強化、③社会的安定の確立の 3つを目標としたバリマン専門部会 (The Ballymun Task Force) が設立された。

財政的理由から、1997 (平成 9) 年になってようやく政府は、バリマン地区の高層建築物の解体と区画整理のために 1 億 8,000 万アイルランドポンド (約 322 億 2,000 万円)⁴⁸を投じることを発表した。そして、地域の各種団体の代表、政府の職員等から成る「バリマン再開発会社」という保証有限会社⁴⁹が設立され、経済的・物理的・社会的再開発によりバリマンの利益を確立するため、次のような原則を掲げた。

- ・ 質の高い設計に基づく基本計画
- ・ 商業・住居・文化・余暇施設を備えた活気のあるメインストリート
- ・ 最重要プロジェクトとして、地域雇用の拡大
- ・ 社会によく調和した良質な住宅
- ・ 持続的な地域雇用の機会を蓄える産業技術パーク
- ・ 隣人を識別できる適切なコミュニティ施設
- ・ 洗練された公立公園と適切なレクリエーション設備を備えた運動場
- ・ 地域の財産管理にもとづくコミュニティと効果的な地方行政

再開発後のバリマンは、地域施設と住宅からなる 5つの地域で構成され、3万人の人口を計画している。再開発は、周囲からの支援だけでなく地元のコミュニティも積極的に参加しながら 10年で完了する予定である。



新しく建てられた低層住宅

⁴⁸ 1997 (平成 9) 年 9 月 1 日現在、IR£1=¥178.966。

⁴⁹ 保証有限会社 (company limited by guarantee) は、会社が解散するときに、社員が会社に提供すべき金額が、あらかじめ保証した金額に制限されており、社員は会社の債務を肩代わりすることはない。また、この保証金額も、通常は名目的な低い金額に設定されている。非営利事業に適した形態である。「地域コミュニティの行方を探る～コミュニティビジネスによる地域自立型の経済再生にむけて～」川崎市総合企画局政策部、2004 年。編者・北沢正徳編『英米商事法辞典 (新版)』商事法務研究会、1998 年。

(3) ブレイキング・グラウンド (Breaking Ground)

ア 概要

公共事業の際に建設予算の1%に相当する金額をアートに投じる制度「パーセント・フォー・アート施策」については前述したが⁵⁰、バリマンにおいてもこの制度を利用して、2002(平成14)年2月に「ブレイキング・グラウンド」が開始された。ブレイキング・グラウンドは、再開発予算の1%相当額をアートに投じる大規模なプロジェクトであり、再開発が完了する2012(平成24)年まで継続して行われる。ブレイキング・グラウンドの施策を推進するための芸術監督として、ゴールウェイ・フィルム・センター(Galway Film Centre)及びアイルランド彫刻家協会(Sculptors' Society of Ireland)の芸術監督で、南ダブリン県委員会(South Dublin County Council)を発展させた実績のあるアシュリン・ブライヤー(Aisling Prior)氏が就任した。

ブライヤー氏は、半年にわたって地域住民や行政、芸術家等との話し合いや調査を重ね、バリマンには、ただ街角に像を置くのではなく、住民の心に入り記憶に残るようなアートがふさわしいと判断した。彼女は、すべての市民が平等にアートにアクセスできること、バリマン地区と他の地区との交流を図り、バリマン地区を真の意味でまちの一部にすることを目指した。「ブレイキング・グラウンド」という名称自体も、アートの可能性を表現すること、バリマン地区への先入観や偏見を変えることを意味している。

このような経過により、ブレイキング・グラウンドは、地元や国内外の芸術家達とともに、再開発の成功を望む住民達が積極的に参加することとなった。アーティストだけにプロジェクトが任されるのではなく、住民も何らかの形で作品に関与し、スラム化しつつあったバリマン特有の問題の解決に結びつくようなアートプロジェクトとなったのである。

イ プロジェクト例

ブレイキング・グラウンドのプロジェクトは、再開発の地域が舞台となっているため、プロジェクトを選定する際、永久的／一時的という観点は問題ではなく、実際に非永久的作品も多い。

プロジェクトを選定する基準としては、芸術度の高さとともに、次の4つがある。

- ①地域コミュニティの関心を特に引き付けるアートプロジェクトであること
- ②バリマンの公共スペースや建築物のインテリア又はエクステリアを利用すること
- ③地域の物理的・社会的変化を通して創作される一度きりの革新的なアートプロジェクトであること
- ④文化教育的、文化啓発的、文化的訓練を誘発するようなものであること

これまで実施されたアートプロジェクトの一部を紹介する。

・ブレイキング・グラウンド最初のプロジェクトは、バリマン地区のボイラーの煙突を

⁵⁰ 本報告書第4章第2節1参照。

ピンク色にライトアップすることであった。大変評判がよく、他の地区からも見物人が訪れ、当初は1ヶ月間の実施予定だったが3年間に延長された。

- ・作曲家にバリマンの変わりゆく環境変化の体験を表現する曲を作ってもらい、家庭環境が異なる子ども達80人が演奏を行った。
- ・住民200人が出演しバリマンを舞台にした映画を撮影、バリマンのレジャーセンターで上映した。映画の内容は、16歳と15歳のカップルに子どもができ、数々の不安や困難を地域の人々のサポートにより乗り越えるというものであり、地域コミュニティのよさをアピールするものであった。
- ・空き家になった高層アパートの一室で、16人のアーティストがインスタレーションを行った。アートに縁のなかった住民にアートのよさを示すこととなった。
- ・写真家が、解体予定の建物とバリマンの子どもの写真を撮影し展示した。バリマンの風景を表現すると同時に、子どもの写真への興味を育ませる目的であった。
- ・アーティストが50~250ユーロの木を15種類用意し、バリマン地区の住民に購入してもらった。購入の際に住民はアーティストと面談し、自分が言いたいことをプレートに記し、植樹の際に木の根元に設置する。これは今まで緑が非常に少なかったバリマンを緑化する意味と同時に、住民の金銭負担を伴うアートを提供することで住民のバイタリティを向上させることを目的としていた。アーティストは、木の位置と購入者の名前を書いた立体地図「ガラスと光の地図」を作成し、地区の文化センターに設置した。
- ・住民の退去が完了し解体を待っている高層アパートの最上階の一室を、残った家具等を利用して「ホテル・バリマン」として2週間開放した。
- ・写真家がバリマンに住む姉妹の写真を撮影し、展示会を行った。その後、その中から4組を選んで、画家が肖像画を描いた。「バリマンに住む女性は、アルコールや麻薬などのさまざまな問題を抱えているため、自尊心を養えるようなプロジェクトを行ったのです。」とブライヤー氏は述べている。



ブレイキング・グラウンドで作成されたDVDやポストカード

ウ ブレイキング・グラウンドの意義

ブレイキング・グラウンドで展開されたプロジェクトの効果としては、

- ①これまでアートに縁のなかった住民にアートを提供し、アートに親しませたこと
- ②バリマンをアートの舞台とすることで、地区外の住民をバリマンに抵抗なく招き入れ、バリマンの中と外を分けていた「精神的壁」を取り除いたこと
- ③住民が抱えている問題の解決につながったこと
- ④住民が慣れ親しんだ建物や地区景観は再開発で消失するが、アートという形式で残せたこと
- ⑤アーティストというキーパーソンの下、アートという媒介を通して住民同士が連携し協働したこと

という5つが挙げられる。

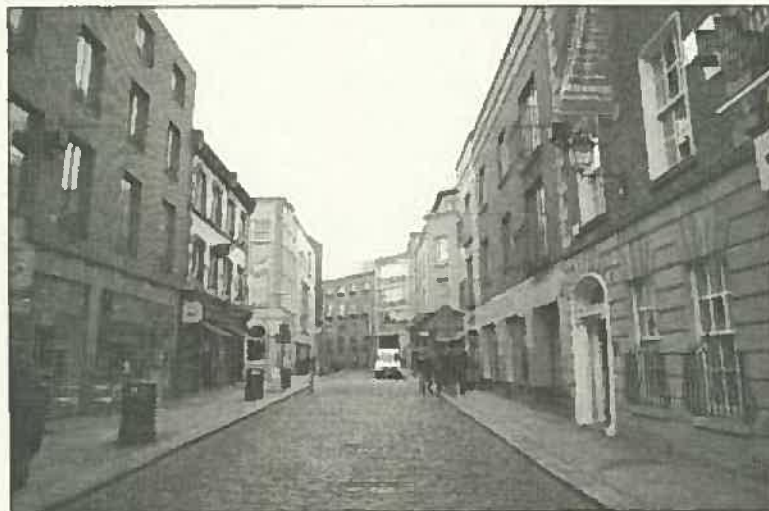
「まちづくり」とは、建物、街路、設備など有形の物理的環境整備と、住民の交流と連携という無形の環境整備という両方の意味を含んでいるが、バリマンでは、地区の再開発とブレイキング・グラウンドによって、有形・無形両面でのまちづくりが同時に行われているのである。

3 テンプル・バー文化トラスト (Temple Bar Cultural Trust: TBCT)

テンブル・バー地区はリフィー川沿いに位置している地区である。この地区は、かつてはさびれていたが、アーティストが住み芸術活動が盛んになったところ、バスターミナル建設予定地であった地区の保存が決定し、人々が集まり活気を取り戻した地区である。文化活動やにぎわい作りについて、後述するテンブル・バー文化トラストの文化担当、グレイン・ミラー (Grainne Millar) 氏に話を伺った。

(1) テンブル・バー地区

18世紀頃、テンブル・バー地区を含むリフィー川周辺は街の中心であると同時に文化的な場所であり、アーティストや職人が数多く集まっていた。ところが、1950(昭和25)年頃から人々が郊外に移り住み市街地の空洞化が起こると、徐々に活気を失っていった。1960(昭和35)年頃、Coras Iompair Éireann (CIÉ) というバス会社がバスターミナルを建設するため中心地の用地取得を開始する。しかし、予定地をすべて取得し終えるには時間を要するため、バスターミナルが完成するまでという期限付きで土地を安く貸し出したところ、アーティストやカフェ、小規模の小売店が集まり文化活動や練習の場となっていった。そのため、1987(昭和62)年には建築家や住民、中央、地方政府などが地域保存を訴えてバスターミナル建設への反対運動を起こし、テンブル・バー地区が存続することとなった⁴¹。



テンブル・バー地区

(2) テンブル・バー文化トラスト

ア 設立の経緯

1991(平成3)年にテンブル・バー地区再開発法 (TB Area Renewal and Development

⁴¹ 反対運動後、市街地北部の土地をバスターミナルとして利用することとなった。

Act) が成立するが、この法律制定には当時の首相チャールズ・ホーヒー (Charles Haughey) の影響がある。ホーヒー首相は、中世の城壁や建物が保存されていることや文化活動の重要性を理解していたことから、templar・bar地区がアイルランドを代表する重要な場所であると感じ、今後発展していくためには新しい会社が必要であると考えた。そして、1991 (平成 3) 年に地区の計画策定を行うtemplar・bar再開発公社 (TB Renewal) と再開発の管理を行うtemplar・bar不動産公社 (TB Properties) が設立されることとなった。再開発は 10 年後の 2001 (平成 13) 年で終了し、2006 (平成 18) 年より文化事業の活性化を主な目的としたtemplar・bar文化トラスト (TB Cultural Trust) に社名を変更した。

イ 財政

ホテルやテナントの賃料収入と、中央政府やダブリン市、EU から計 6,300 万ユーロ、民間団体・企業から計 1 億 2,700 万ユーロの援助による。また、特定のイベントの際にはダブリン市やアーツ・カウンシルから別途援助を受けている。

ウ 事業内容

templar・bar文化トラストの事業は設立当初に提案された枠組計画 (Framework Plan)⁸²に基づいている。この計画は、住宅、事業、環境、文化といった地区の総合的な発展を目的としたが、その中でも文化事業が最も重要である。特に写真・芝居などのすでに盛んな芸術分野をさらに活発にすることに力を入れている。

文化事業の活性化のための取組としては、①活動場所の整備、②活動機会の創出、③にぎわい作りが挙げられる。templar・bar文化トラストは、templar・bar地区が人々が集い、にぎわいのある場所となることを目指している。

⁸² TBCT ホームページ http://www.templebar.ie/docs/urban_regeneration.pdf

【表 4-4】 テンプル・バー文化トラストの主な文化事業

①文化活動のための場所の整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地区内に古くからある建物の購入</u> 購入後、文化活動のために改装やリフォームを行い、取り壊しを最小限に抑える。 	⇒まちなみの保存
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保有する文化施設（14ヶ所）の管理・運営</u> 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地区内で育っていない分野の施設の建設</u> 子どもが文化活動を行う場や画廊、現代音楽センターなど 	⇒新たな文化活動の育成を支援。
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>文化活動団体が施設を利用する際の料金を通常より低く設定</u> 	⇒財政面で文化活動をサポート
②文化活動の機会の創出	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>アーティストに作品の制作を委託するプロジェクト（今までに70作品を制作）</u> 改装中の建物に飾られるインスタレーション、公共広場に長期間置かれるパブリックアート、テンブル・バー地区をイメージした曲など 	
③にぎわい作り	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>文化団体や大使館、他国のフェスティバルと協力したフェスティバル</u> 1週間モロッコ大使館と協力し、モロッコに関する店を出店、アイルランドの伝統音楽・ダンスパフォーマンスなど 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2つの屋外のパブリックスクエアでのイベント（年間250回行われている）</u> 夏季に毎週映画を上映 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>週末のマーケット出店</u> 	



テンブル・バー文化トラスト事務所の1階にある情報センター。文化情報の拠点となっている。



週末に開催されるマーケットの様子

エ 効果

テンプル・バー文化トラストの活動の効果として

①人々がまちの中心に住むようになったこと

②そのまちや地区の特性・雰囲気进行分析し、それに基づいて計画策定を行うという再開発を、他地区でも行うようになったこと

が挙げられる。そして、このような活動が評価され、建築計画や都市政策分野において、国内外で25の賞を受賞している。テンプル・バー文化トラストの活動の効果は統計にも表れており、文化活動とともに地区全体が活気を取り戻している。

【表 4-5】 テンプル・バー地区における文化的産業、人口、1日あたりの観光客の推移

	1991 (平成3)年	1993 (平成5)年	2001 (平成13)年
人口(人)	250	—	3000
1日あたりの 観光客(人)	—	20000	60000

4 アイルランドの美術館

アイルランドの2つの代表的な美術館における教育プログラム及びアーティスト・イン・レジデンス等について紹介する。

(1) アイルランド国立美術館 (National Gallery of Ireland)

アイルランド国立美術館では、教育担当 (Education Administrator) のバーク博士 (Dr. Joanne Drum Bourke) に話を伺った。



アイルランド国立美術館

ア 概要

(ア) 沿革

アイルランド国立美術館は、1854年に設立された。1864年に第1ウイングが建築された後、1903年、1968年、2002年と増築を重ね、現在は第4ウイングまでである。

(イ) 財源

政府からの助成金と寄付金からなっている。

(ウ) 入館料

無料。

(エ) スタッフ

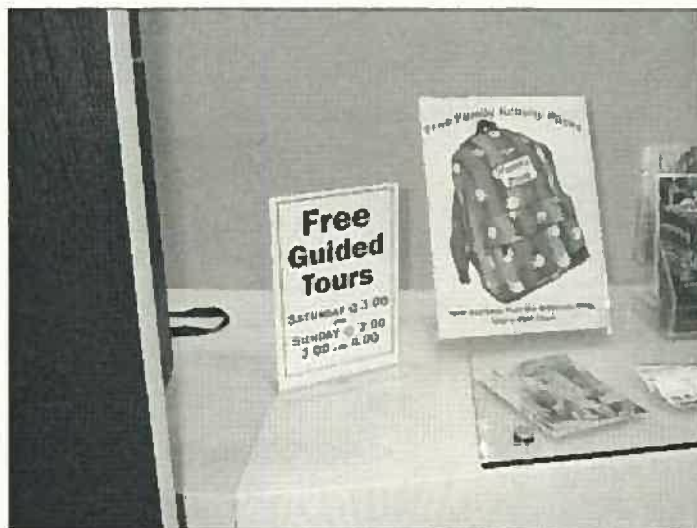
常勤81人、パート57人、ボランティア75人で構成されている。学芸員の他に教育プログラム、アウトリーチ、教職員への教育、ガイド等分野が分かれている。また、ボランティアはすべて無償であり、美術に興味のある人や夜間美術学校の学生などが受付やライブ

ラリに勤務している。

(オ) 教育プログラム

①レクチャーツアー

来館者に作品を理解してもらうため、毎週土曜日及び日曜に無料のレクチャーツアーを実施している。ガイドは美術学校の学生であり、利用者は学生や企業などである。



無料レクチャーツアーの案内

②ワークショップ

参加者が自分自身で創作することにより、美術に興味を持ってもらうことを目的として、さまざまなワークショップが実施されている。

イ 裾野を広げる工夫

パーク博士は、「万国共通のことなのですが、人間は美術館に入るのが怖いのです。どうすればいいかとまどってしまうから入るのが怖い。ところが、事前に中身について知識があったら入りやすくなるのです。」と言う。美術館を親しみやすいものにするため、アイルランド国立美術館では、次のような工夫をしている。

(ア) 学校の授業を通じた取組

取組例のひとつとして、『美術を発見する』という本の作成及び利用が挙げられる。

この本は、同美術館のコレクションを題材としており、同美術館に対する理解及び世界の美術に対する理解を子ども達に深めてもらうことを目的として作成された。内容は、作品の保存、美術館の仕事、肖像画とか風景画など絵の種類などについて、テーマごとに分けて紹介するとともに、各テーマに課題を付している。巻末には、アイルランドの美術と世界の美術を比較する美術史表が添付されている。また、付録としてスライドと課題シートがついており、課題シートは小学生用・高校生用などレベルが分かれている。

この本を国内のすべての学校に送付したところ、来館したことのない教員もワークシー

トやスライドを利用して授業を行うことができ、結果として全国の児童生徒が国立美術館の有名な絵に親しむこととなった。また、授業を受けた後に子ども達を美術館に招待してレクチャーツアーを実施することにより、子ども達の作品への理解が一層深まることとなった。

子ども達の作品への理解を深めることは、大人達を美術館に親しませることにもつながる。作品への理解を深めた子どもが後日保護者に美術館に連れてきてもらい、美術館で子どもが作品への知識を披露すると、親も興味を持つことになるのである。「このことは、まさに大人にとっての障害を壊して美術館を親しみやすくすることであり、親にも重要なことなのです。」とパーク博士は言う。

(イ) 住民に向けた工夫…テレビ・ラジオのCM・PRビデオ

来館者を増やす工夫としては、次の戦略を用いている。

①有名人及びマスコミの活用

大規模な展覧会の際には、美術家だけでなく、タレントや作家、政治家などの有名人による無料の講演会を同時開催する。週末など大勢が来館できる日に講演会を開催すると有名人を見るために人々が来館する。

また、展覧会の開幕のときに、有名人とともに地元のマスコミを招待すると、テレビのニュースも展覧会が始まったことを放映してくれる。

②小ガイドブックの作成

展覧会の予算に余裕があるときは、カタログの作成だけでなく、その10分の1程度の価格の小ガイドブックを作成する。このガイドブックは子ども用及び家族用であり、来館する人が簡単に作品を理解できることを目的としている。「美術に造詣の深い人は、こちらからアピールしなくても来館してくれます。美術になじみのない人を美術に親しませることが問題なのです。」と言う。

③アウトリーチ⁵³

アウトリーチ担当者は、美術館の外で美術について話をし、人々に美術に対する興味を抱かせ、美術館に人々を引き寄せる役割を担っている。

担当者は、老人クラブやゴルフクラブ、晩餐会、学校など美術館の外で講義を行ったりワークショップを行ったりする。参加者は、自分で何かを創作することにより美術へ関心を持つ。そこで参加者を美術館に招待し、無料でガイドが作品について説明することになっている。

⁵³ アウトリーチとは、もともと「手を伸ばすこと、伸ばした距離」あるいは「(地域への) 奉仕・援助・福祉活動」「(公的機関や奉仕団体の) 出張サービス」という意味であり、例えば公立ホールが招聘した演奏家を、本館のコンサートとは別に学校や福祉施設などに派遣し、ワークショップやミニ・コンサートなどを行う事業がアウトリーチと呼ばれている。また、アウトリーチは芸術普及、教育普及、あるいは館外活動といわれることもあり、特に美術館では、作品の収集・保存、展示・調査研究と並ぶ重要な事業として、教育普及事業という枠組みの中で取り扱われてきた。吉本光宏「アウトリーチ整理学」『地域創造』14号、2003年、20・23頁。

(2) アイルランド現代美術館 (Irish Museum of Modern Art)

アイルランド現代美術館では、教育・コミュニティ部門 (Education and Community Department) のキュレーターであるマーク・マグワイヤ (Mark Maguire) 氏、アーティスト・イン・レジデンスで滞在中の芸術家である増山史郎氏と出月秀明氏に話を伺った。



アイルランド現代美術館

ア 概要

(ア) 沿革

現代美術館は1680年に建設され、約300年間退役軍人のための療養所「キルメイナム・ロイヤル・ホスピタル (Kilmainham Royal Hospital)」として使用されていた。20世紀末、療養所としての用途廃止後、跡地利用について検討を重ね、1991年に改装して現代美術館としてオープンした。

(イ) 財源及び予算

政府からの助成金からなっており、3分の2は芸術スポーツ観光省から、3分の1は教育環境省からの助成金である。

(ウ) 入館料

無料。ただし「ピカソ展」等開催費用がかさむ企画は有料とする。

(エ) スタッフ

理事長室 (Directors' Office) 2名

展示部門 (Exhibitions Department) 5名

コレクション部門 (Collection Department) 5名

教育・コミュニティ部門 (Education and Community Department) 5名
公的機関部門 (Public Affairs Department) 3名
設備操作部門 (Operations Department) 2名
保安・調停部門 (Security/Mediators Department) 2名
会計部門 (Accounts Department) 4名
人事部門 (Human Resources Department) 2名
情報技術管理部門 (IT/Administration Department) 2名
開発担当 (Development) 1名
催事担当 (Corporate Events) 1名

イ 教育プログラム

現代美術館は教育プログラムに熱心であり、さまざまなコースを開催している。参加費は無料である。

主なコースとしては次のものがある。

(ア) 子ども・青少年向け

①3歳～小さい子どものクラス

②高校生クラス

③大学生クラス

子どもや青少年にはこれら3つのコースがあり、それぞれすすめ方が異なるが、いずれも子どもに話をし、子どもから反応を受けてまた話をするという繰り返しが基本となっている。

(イ) 退職者向け

(ウ) 心身障害者向け

(エ) 学校の教員向け

例えば、視覚障害者に実際に絵筆をとってもらいペインティングを楽しむ。また、精神に障害のある患者が、現代美術館の敷地内での散策を楽しむとともに、作品の鑑賞を行う。

教育プログラムは、描き方やつくり方を教えるものではなく、美術に親しむこと、感じることを目的としている。

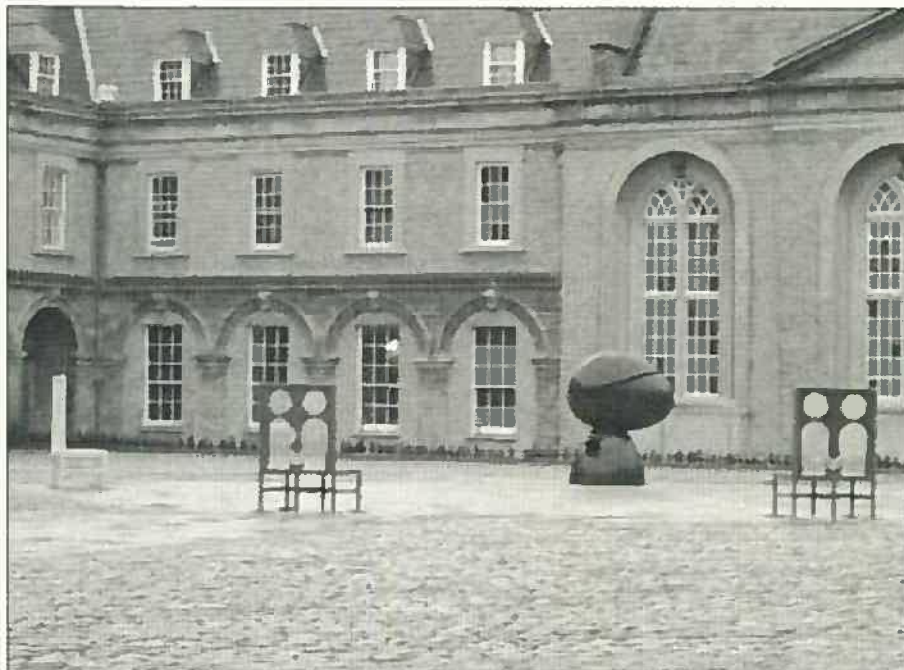
教育プログラムの参加者は、対象者が多く集う場所でのちらし配布によって募ることが効果的である。例えば、退職者向けのコースは教会や老人クラブなど、子ども向けのコースは学校で案内を行っている。「口コミが一番いいのです。人が人にアピールしてくれるから。」とマグワイア氏は語る。

ウ アーティスト・イン・レジデンス

芸術家に期間限定で美術館の一部を活動場所として提供し、美術館で創作・発表してもらうことをアーティスト・イン・レジデンスという。美術館は、アーティスト・イン・レジデンスで世界各国の芸術家の作品を発表することができ、芸術家は普段とは異なる環境で創作活動を行うことで、自らの感性や能力に刺激を与えることができる。アイルランド現代美術館はアーティスト・イン・レジデンスを熱心に行っている美術館のひとつである。

現代美術館では、敷地内の1棟をアーティスト・イン・レジデンスで滞在している芸術家のスタジオ及び住居として提供している。また、活動資金についても援助している。

恵まれた環境の中で、滞在している芸術家は、敷地内で個展を開催したり教育プログラムに参加したりすることができる。



アイルランド現代美術館の中庭に展示されている作品
(SHIRO MASUYAMA, "Love Bench Project")

